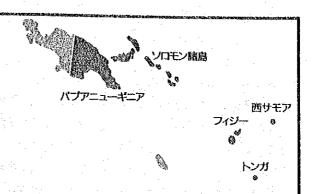
第9節 オセアニア地域



1. 西サモア

(1) ミニ・ステートへはじめての派遣

1971(S46) 年の 6月から 7月にかけて、 「西サモア・トンガ経済協力調査団」の団長 として、西サモアを調査した馬場孝一氏(当時、経済企画庁経済研究所)は、帰国後、西 サモアへの協力隊派遣の可能性に関し、次の ように語っている。

「漁業・農業・職業訓練学校教師などの業種ならびに公共事業関連での技術協力が可能だと思う。漁業の場合、冷凍施設がないので、魚を獲りすぎても困る。農業では、野菜栽培技術の指導が適切。職業訓練校では、自動車整備・木工などの先生を求めている。」また、隊員に求められる資質については、

「最初は技術力・語学力・人柄などで厳選 して、先々、どんな協力が可能かを調査する つもりで派遣するのが、いいでしょう。望ま れるのは変革ではなく改善ですからね。」と 語っている。

人口が16万人という日本の地方都市並みの 西サモアは、国際的にはいわゆるミニ・ステートであり、協力隊事務局にとって、このよ うなミニ・ステートへの隊員派遣は、初めて の試みであったため、馬場孝一氏のアドバイ スに従い、当初の隊員派遣は、資質に重点を 置き、少数精鋭主義で実施することになった。

(2) ひとりぼっちの赴任

1972(S47) 年12月、東京の街がクリスマス と年末府戦で沸き立っている頃、47/2次隊士 木施工の隊員は、初めての隊員としてただ一 人、西サモアへ飛び立った。

赴任ルートはシドニー、ウエリントン、オークランド、パゴパゴ、アピアであり、着任までに 4泊 5日を要した。

「この間のひとりぼっちの旅が、言葉の不 安の解消には、随分と役立った。」

と隊員は後にレポートしている。

宿舎は西サモアから提供された。が、VSO (ニュージー・ランドのボランティア) と AP C (アメリカの平和部隊) との共同生活であった。日本語の通じない彼らとの共同生活は、隊員の語学力を短期間のうちに、飛躍的に向上させ、着任後3ヵ月で、職場でのコミュニケーションには不自由しなくなっていた。

所属先の公共事業省、土木局での着任の挨拶を終えたその日から、隊員には火力(ディーゼル)発電所の建設というプロジェクトが与えられた。当時、首都アピアの電力事情は極端に悪く、停電は日常茶飯事であったため、このプロジェクトは政府事業のなかで

も、最もプライオリティの高いものであった。火力発電所の基礎及び据え付け工事は、 完成までに8か月を要している。この間、隊員 は休日らしいものは、ほとんど取っていない。「2日連続の徹夜」という作業が工事期 間中数回続いている。据え付け工事が完成し た時、隊員の体重は10kg減っていたという。

当時の公共事業省の大臣は、TUPOALA EPIであり、彼は3年後、西サモア国の首相となるわけだが、この時の隊員の協力活動振りが、強く印象に残っており、首相に就任すると同時に、協力隊の派遣要請が急増している。また、当時隊員のカウンターパートであったLUATUFI TONEも時を同じくして、公共事業省次官となり、同省内での協力隊員たちの活動を特別にサポートしている。同隊員は任期満了後、西サモア電力公社にスカウトされ、私契約で1年3カ月、同公社に勤務している。

(3) 活動状况

① ハイヤード・モーター・プロジェクト

初代隊員が着任して30月後、新たに3名の 隊員が赴任した。土木施工、建築設計、船舶 機関である。土木施工と建築設計は初代隊員 と同じ公共事業省に配属されたが、船舶機関 は経済開発省(当時)の水産局勤務となっ た。任務はFAOが3年前、西サモアに持ち込 んだ船外機200台の保守・修理であった。

3年間放置された船外機は、ほとんどが故障しており、作動可能なものは数台という状態であった。修理しようにも、部品はもちろんのこと、工具類さえもない戦場に立って、 隊員はあっけにとられた。

彼は 2名のカウンター・パートを水産局に

要請すると共に、ワーク・ショップ作りから 着手した。同僚の建築設計隊員が設計し、土 木施工隊員が施工にあたり、1ヵ月で完成させ ている。

着任後60月、新ワーク・ショップの完成と 共に、サモア人メカニックも 4名と増え、船 外機修理台数も、月40台前後と水産局ワーク ・ショップとしての機能を持たせるまでに なった。が、問題は修理に不可欠な工具類、 パーツ類等の補給を中心とした、ワーク・ ショップ全体の運営資金を今後、どのように 調達するか、である。また、漁師たちの船外 機操作が、あまりにも稚排であるため、故障 が続発するというもう一つの問題もあった。

これ等の問題を解決すべく水産局と共同で 企画したのが、HIRED MORTOR PPOJECT (船外 機賃貸計画)である。つまり、新しい船外機 (20馬力)を水産局が、協力隊の支援経費で 購入し、漁師に有料で貸し出し、プールされ た賃貸料をワーク・ショップの運営資金にあ てようというものである。

プロジェクトは予想以上の成果をもたらし、1年後水産局は自前でワーク・ジョップを運営できるまでになっている。なかには、月2,000WS \$(当時、1WS \$;500 (円)の漁獲高をあげ、漁師自身で船外機を購入するものも、現れるようになり、3代目の隊員が赴任する頃には、このプロジェクトは自然消滅する形となった。

ちなみに、水産局への船舶機関の隊員派遣は、47/3次のあと、49/1後期、51/2前期、54/2、56/2次と続き、56/2次隊員の任期満了と 共に、隊員派遣は中断している。「現地人メ カニックが充分に育った」という判断からで ある。この間、ちょうど10年を要している。

② 公共事業関連中心の隊員派遣。

上木施工、建築設計部門での最初の隊員 3 名の実績が、非常に高く評価され、公共事業 省へは現在に至るまで、毎年、隊員が派遣さ れている。

現在までの同省への隊員派遣数は、38名であり、全隊員派遣実績数に占める割合は、30%を超えている。上木、建築等のいわゆる公共事業関連分野での隊員が中心であるが、1976(\$54)年8月、同省所属のワーク・ショップに自動車整備の隊員が、はじめて派遣され、以降、自動車板金、建設機械等の分野が加わり、現在も派遣が続いている。

1980(S55) 年7月には、水道局にも隊員が 派遣され、同年10月には在庫管理の隊員が、 新たに加わっている。同省内での協力隊の評 価は、PCやVSO 等と比較された場合、特に技 術的な面で高く、今では、ほとんどのポスト を協力隊が占めるまでになっている。

③ はじめての農業隊員。

西サモアに初めて農業隊員が派遣されたのは、1975(S50) 年 2月である。フィジーの首都サバに南太平洋大学の本部が創設され、西サモアに同大学熱帯農学部が設置されたため、園芸作物の隊員が要請されたものである。

園芸作物(主に野菜栽培)の場合、熱帯農学部とは別に、農林水産省農政部からも隊員要請があり、1976(S51)年10月、最初の隊員が農業試験場に赴任している。国内各地に点在する農業普及所への栽培指導が、不可欠であるとの判断から、1977(S52)年2月には、新たに1名の隊員が着任。普及所ならびに近隣農家を対象とした、巡回指導を開始している。

南太平洋大学熱帯農学部での隊員活動は、 2代目隊員の任期満了と共に、中断されている。が、農業試験場および普及所への隊員派 遺は、その後も続行され、いまでは各地の普 及所や近隣農家だけではなく、青年団・婦人 会・学校等の諸団体からも、技術指導の依頼 が来るようになり、活発な隊員活動が続けら れている。

① 象皮病撲滅運動

厚生省所属の隊員は、現在5名であり、農林水産省所属の隊員数と同数である。2名の由科医師と歯科衛生士、残り2名がFILARIAS IS CONTROL PROJECT (象皮病撲滅計画)に従事している。職種は公衆衛生と臨床検査技師であり、1977(S52)年2月、最初の隊員が着任以来、公衆衛生と臨床検査技師というペアーでの派遣形態は変わらず、現在も続いている。

このプロジェクトは、〒0 = 西サモア=協力隊との共同で実施されており、今年ですでに、8年が経過している。この間、4代、7名の隊員が派遣され、相応の成果があがっている。

⑤ 文部省から初の教師隊員要請

1982(S57) 年 2月、最初の理数科教師隊員が、首都アピアにある国立アヴェレ・カレッジに着任した。同校はサモア・カレッジ、ヴァイポウィリ・カレッジと並ぶ有名進学校であり、西サモアのいわば「進学ご三家」のひとつである。2カ月後には、もう1名が赴任し、1年後には、ヴァイポウィリ・カレッジへも理数科教師が派遣されるなど、文部省への隊員数は増加し、現在では、農林水産省配属の隊員数を上まわるまでになっている。

理数科教師が要請されるに至った背景に

は、ひとつのエピソードがあるので、紹介し ておきたい。

1980(S55) 年秋、公覧として来日した西サモアの首相は、鈴木総理(当時)と会談した際、「いま、西サモアで活躍している23人の隊員たちは、23名の大使と同じ程度のすばらしい仕事をしている。」と、激賞した。あと、国内視察の旅を終えて、西サモアに帰国した同首相は、翌日、直ちに当時の協力隊駐在員を首相官邸によび、「日本の近代化の限目は、教育にあると思われるので、理数科教師の隊員を早急に派遣してほしい」旨、同駐在員に要請した。

その場で官房長官、文部大臣、次官等が呼び集められ、1週間後には正式要請化されたものである。ミニ・ステートの良さ(メリット)が、充分に発揮された場面であった。

文部省でも、当時、TECHNICAL COLLEGE と 呼称された国立技術学校(現在の西サモア高等職業訓練学校)への隊員派遣は、西サモア 協力隊史の中で、比較的早い時期に行われている。つまり、1975(S50) 年 2月、自動車整備、工作機械及び図学の分野で、3名の隊員が同校に着任しているわけだが、3名共、交代隊員は派遣されず、1978(S53) 年 9月自動車整備科にシニア隊員が着任するまで、隊員派遣は中断された。

その後、校長がサモア人に代わり、シニア 隊員の実績も高く評価され、現在では、4名 の隊員が自動車整備、工作機械、溶接、電気 機器等の分野で活動中である。

(4) 派遣大勢と今後の動向

公共事業省ならびに農林水産省に、初めて の隊員が派遣されて以来、両省を中心とした 隊員派遣傾向は、10年間変化がなかったが、 前述したように、理数科教師の隊員が着任し 始めた時期1982(S57) 年より、徐々に変化を みせ始めている。

現在、文部省所属の隊員は8名であり、全隊員数の25%を占めるまでになっている。当然のことではあるが、これが四サモアの「隊員気質」にもかなりの影響を与え始めている。

ともあれ、西サモアでは現在、32名の隊員が活動中であり、隊員数でみると、派遣国中29カ国のなかでは、16位とどちらかと言えばマイナーに属するが、西サモアの総人口は16万人であり、隊員数を人口比で表すと、5,000人に1名の割合ということになる。つまり、人口比で言えば、西サモアは隊員派遣中第1位のランクであり、それだけ、よくも悪くも相手国の国民各層に浸透していることになる。したがって、隊員個人の一挙手一役足が、常に注目されることにもなる。

今後とも、隊員の資質に最重点を置いた慎 重な派遣態勢が必要であろう。

資料編

1) 国名 : 西サモア (Western Samoa)

2) 首都名:アピア (Apia)

3) 人口 (1.6万人(1982年)

4) 面積 (2,842km)

5) 独立年;1962年 1月

6) 国建加盟。1976年12月

7) 国語及び公用語にサモア語、 英語

8) 国を構成する民族(主なもの):

ポリネンア系サモア人

9) 主な宗教・プロテスタント 4.9%

カトリック 45%

10) 隊員派遣協定締結日:昭和46年 9月 3日

11) 最初の隊員出発日:昭和47年12月11日

12) 昭和60年 5月末現在派遣累計:1 1 2 名

(内女性8名)

13) 隊員配属機関

配風機関 配 風 先 名

公共事業名 建築局/土木局/測量課/水道課

· 一种 2001 修理主場

経済省(経済開発省)水産局。

農林水産省 本省

郵政省 電話周、通信部

司法省警察庁

運輸省 港湾局

厚生省 国立アピア中央病院

フィラリア・リサーチ・アンド、コントロールプロジェクト

衛生検査部門/歯科部門

文部省 南太平洋大学農学部(フラファ・カレッシ)

アヴェレカレッジ

西サモア国立技術学校

ヴァイポウリ・カレッジ

青年・スポーツ文化省 本

未省



自動車整備隊員

2. トンガ

いる。

(1) "変なニッポン人"がやってきた 1973(S48) 年 3月、東海大学海洋学部を卒業した漁具漁法の初代隊員は、この年の11月には協力隊員として、ハーパイ島、パンガイにあるメソジスト系ミッションスクールで、生徒たちを相手に漁具漁法の指導にあたって

同島は首都ヌクアロファから船で、20時間の所にある。この時期の海は、常に荒れ模様で、船はローリングとピッチングを繰り返しながら、木の葉の状態で航海することになる。海洋民族としての誇りをもつトンガ人でさえ、乗船客の大半は船酔いし、トイレすら立って行けないような状態になるほどである。そんな中で、隊員はタロイモとバナナを食べながら、ニコニコとトンガ人に話しかけ、パンガイに着く頃には、すでに簡単な日常会話をマスターしていた。

島民にとって、隊員は初めて接する長期滞在の日本人であった。それも英語ではなく、たどたどしいトンガ語で、とにかく一生懸命話しかけでくる「変なニッポン人」であった。島民と同じ小屋に任み、同じ物を食べ、同じ言葉で会話するという生活態度を続け、着任30月後には、島民から愛称で呼ばれ、公私ともにトンガ語で不自由しないほどにまでなっている。

8カ月後、隊員はハーバイ島を離れ、首都ヌ クアロファに戻り水産局勤務となり、以降33 カ 月間、カツオ餌料調査、定置網、カツオー 本釣り等のプロジェクトに従事している。

(2) 活動状況

① 水産関連分野中心の隊員派置

漁具漁法隊員が着任して、1年60月後の19 75(\$50) 年 4月、船舶機関の隊員(49/2次隊)が、同年10月には、冷凍機器の隊員(50 /1次隊)がそれぞれ赴任した。この時期、つまり1975(\$50) 年10月の時点で、「漁具漁法一船舶機関一冷凍機器」という、水産局業務を奨励するうえでの三役がそろうことにより、トンガ水産局への協力隊としての基本的な支援態勢が出来上がることになる。

冷凍機器隊員は着任後10月で、再び日本に 帰っている。安房水産高校(千葉県)のマグ ロ漁業訓練船(2001)が、スクラップ同然の 価格で売りに出されている、その情報をトン ガ水産局がキャッチし、同船の冷蔵設備と機 能をチェックするために、呼び戻されたもの である。結局、この船は隊員活動支援の一環 として、協力隊が購入し、トンガ政府へ寄贈 され、同国水産局でのマグロ漁業練習船とし て使用されることになった。つまり、ヒト (3名の隊員)とモノ(漁船)がセットと なった協力活動が、開始されたわけである。

同船はトンガ語で「TAVAKB」と命名され、 1976(\$51)年1月三崎港を出航した。西サモアを経由するということになり、新隊員として、出発すべく準備中であった四サモア、漁 具漁法隊員は、この「TAVAKB」丸で赴任している。船で日本から任国へ赴任した隊員は、この20年間で同隊員が最初で最後である。

1977(S52) 年 2月には、養殖の隊員 (51/2 次隊) が、新たに着任した。養殖とはいえ、 任務内容は魚の資源量、魚種の調査等が主な ものであった。同隊員の着任により水産局に は船舶漁撈部1名 (漁具漁法)、機関部 2名 (船舶機関、冷凍機器)、調査部1名 (養殖) が配属され、造船部を除く全ての部に隊員が 派遣されることにより、協力隊は水産局に対 し、組織的な支援活動を展開できる状況と なった。同局への隊員派遣は、この「漁具漁 法一船舶機関一冷凍機器一養殖」という型 が、定型化し、現在もこの派遣パターンが続 いている。

そして、わが国からの本格的な援助の第月号として、水産無償協力の実施が決定し、翌年には、水産研究センターが建設され、併せて小型艇3隻、カツオ漁業訓練船(231)が贈与されている。

② 中断されたミッション・スクールへの隊員派遣

1973(S48) 年 4月、トンガの最初の農業機 械隊員(47/3次)は、メソジスト派のトゥポー・カレッジに着任した。同校は男子カレッジとしては、トンガ最大のものであり、生徒 数は 700名余りで、全寮制度をとっている。 生徒のほかに教師が30名、付属農場で働く職 員が15名、加えてそれぞれのの家族が限られた同一敷地内に居住するという、いわば「教育生活共同体」方式で運営されている学校である。

彼はこのような環境下にある、同校付属農場のワーク・ショップで、機械類(トラクター、トラック、ポンプ類)の保守・管理と、カウンターパートの技術指導にあたった。ワーク・ショップの整備と拡充を中心とした、同隊員の2年間の活動は、技術面ではすばらしい成果を収めている。が、活動期間中、同隊員には一つの大きな精神的なプレッシャーが、常時、かかり続けていた。

キリスト教の、それもメソジスト派だけの 限られた共同社会に赴任したため、キリスト 教徒ではない同隊員にとって、公私ともに各 種の不都合が、生じたわけである。キリスト教社会では、日曜日は安息日であり、礼拝の日であり、そしてまた、共同体の中で生活する人々にとっては、週に一度の全校的コミニケーションの場でもあった。その礼拝に参加しないということは、協力活動を展開するうえで、最も重要な部分である相互理解を得るための、大きな障害となった。

2年間という長期にわたる精神的プレッシャーは、同隊員にとって、大変な苦痛であった。

同隊員の活動振りは、トンガ政府から高く 評価され、トゥポー・カレッジからも、同隊 員の交代ならびに新規の隊員要請が、打診さ れたが、調整員(当時、西サモア駐在)の判 断で上述した理由により、同校を含むミッ ション・スクールへの隊員派遣を中断するこ ととした。現在も、この方針は変わっていない。

(3) 日米共同プロジェクトで新展開へ

1979(S54) 年 5月、大平総理(当時)はUN CTADマニラ総会で、開発途上国の国造りには、まずその国の「人造り協力」が不可欠であることを強調した。これを受けて、日米両国は開発途上国での人造り協力を強化しようという、日米共同コミュニケを発表した。

この日米共同の初の人造り計画対象国として、トンガ王国が選ばれた。わが国は無償資金協力により、小学校 2校を現地(コロンガとホウマ)に建設、併せて日米双力から、理数科教師をそれぞれ派遣することになった。日本側は、数学教師 2名を協力隊員として派遣し、小学校教師を対象に、数学授業のノウ・ハウを指導しようというものである。

コロンガとボウマに小学校が建設されると 同時に、日本側は 2名の理数科教師を協力隊 員として派遣した。両名とも理数科教師とし ての隊員活動を有するO・G隊員を特別緊急。 隊員として、短期間、派遣したわけである。 1983(S58) 年 4月に、コロンガ小学校 (57/4 次)、同年10月(58/2次)ホウマ小学校にそれ ぞれ着任し、本格的な隊員活動を開始した。 任務内容は、両小学校を研修センターとし、 週 3回、小学校教師に必要な数学を指導する 傍ら、研修を受けている教師が動務する学校 での授業について、適切な助言を与えるとい うものである。

このような小学校の理数科教師を養成する ことを目的としたプロジェクトとは別に、協 力隊は 1985(S60)年 3月、 2名の教師隊員を ババウカレッジに派遣した。1名は数学を、 他の1名は家政を直接、生徒を対象に教えて いる。

トンガでは現在、8名の隊員が活動中であ るが、うち 4名が教師隊員であり、水産局勤 務の隊員数を上まわるまでになっている。派 造当初より、トンガの協力隊は、水産関連分 野を中心に活動を展開してきたが、協力隊活 動も方向転換の時期に差しかかろうとしてい

- 1) 国名 : トンガ王国 (Kingdom of Tonga)
- 2) 首都名: ヌクアロファ (Neku Alofa)
 - 3) 人口 (*10万人(1982年) (**)
 - 4) 面積 : 699 kmi
 - 6) 独立年 1970年 6月

 - 7) 主要言語: 英語、『トンガ語』
 - 8) 国を構成する民族 (主なもの)

ポリネシア人

9) 主な宗教:キリスト教

(メソジスト旅が多い)

- 10) 隊員孫遺協定締結日:昭和47年 4月18日
- 11)最初の隊員出発日上昭和48年 3月30日
- 12) 昭和60年 3月末現在派遣累計: 2 6 名 (内女性 4 名)
- 13) 隊員配属機関 (14) (15) (15) (15) (15)

配属機関 配 属 先 名

農林省。水産局。

文部省。ホウマ小学校

ショリンガ小学校

トウポーカレッジ

ムア小学校

ファシィ小学校

ババウカレッジ



理数科教師隊員

3. ソロモン諸島

(1) 派遣の推移。

1985(S60) 1月大洋州を訪問した中曽根総理が、フィージーからパプア・ニューギニアに向かう途中その上空で思わず合掌されたという、第2次世界大戦における激戦の地、ガダルカナル島。このガダルカナル島を中心とするソロモン諸島は、戦後30年余、英国の自治領であったが、1978(S53) 年7月7日、正式に独立した。まさに、このソロモン独立の当日、首都ホニアラにおける祝賀式典に出席した日本政府特派大使を通じて、5億円の水産無償資金協力の調印と共に、ケニロレア初代首相と我が国園田外務大臣により署名された協力隊派遣取極公文の正式交換が行われた。

上記水産無償資金協力の中身のひとつである「沿岸漁業振興センター」の技術指導要員として、漁具漁法、船舶機関各1名の協力隊員の派遣要請があり、この2名は1979(S54)年3月末には派遣すべく訓練も終了済みであったが、同国の計画変更に伴う幾多の紆余曲折を経て、1979(S54)年6月、ようやく派遣が実現した。

戦後34年を経過して、戦争を知らない世代の2人の青年が、人造り、国造りに汗を流す平和の使徒として着任したのである。ここガダルカナルの島には約3万人の日本兵士が投入され、生躍したのは約1万人。海岸に無残な姿をさらす座礁した輸送船、島内のジャングルや、ココナッツの林のそこここから、英震の叫びが聞こえてくるようで、2名の隊員は思わず身も引締まり、しばし足のすくむ思いであったと言う。

独立後間もないソロモン政府の水産局には、依然英国人スタッフが登用されており、 しかもこれらスタッフのほとんどが、水産の 専門家でないため、協力隊員の派遣を要請し たものの、具体的な活動については、何の計 画も立てられていない状況であった。

2隊員は、「沿岸漁業センター」が設置されている、マライタ島のアウキ水産局に配属されていたが、プライドの高い岩い英国人の局長の下に位置づけられ、一応の技術を有する現地スタッフとの間にあって2人の活動は多難なスタートとなった。生活面でも、電気・水道の無い厳しい環境であったが、下宿先の人たちの親切に支えられ、文字どおり住民と一体となって生活した。2人の姿勢に感銘を受けた漁民や州知事からも強い支持を得て、それぞれの技術の指導に邁進した結果、ついには、水産局や政府関係各層から高い評価を得た。

2隊員が赴任した頃は、日本の在外公館はなく、パプアニューギニア兼轄であった。協力隊の駐在員も調整員もいなかった。彼らの任地アウキは首都ホニアラのあるガダルカナル島より船で 6時間余りというマライタ島であった。飛行機は10人乗りの小さなセスナ機がチャーター便であるだけであり、隊員には無縁の存在であった。

この草分け時代の両隊員の奮闘により、その後新たな派選要請もあり、昭和56年度に船外機 2名、昭和57年度に冷凍機器、漁具漁法、自動車整備、各1名、昭和59年度に博物館管理(考古学)、プログラマー各1名が派遣され、今日までの派選累計は12名となった

ソロモン諸島は全島合わせても日本の国土

の12分の1弱、人口は約25万人という小島嶼 国家。産業も水産の他はまだまだ開発が進ん でいないが、大規模な開発プロジェクトを導 入すれば、島民の生活に与える影響は大き く、極端なショックを与える恐れがある。

(2) 展望

果樹を含めた農業開発、医療、教育、飲料水等々の分野で、同国の生活水準、技術の発展段階に見合った、適正な規模のプロジェクト選定に努め、息の長い協力を続ける必要があろう。協力隊にとって、その最も協力隊らしい草の根レベルの活動が期待出来る国でもあり、今後の同国に対する協力活動の一層の拡充が望まれるところである。



冷凍機器の隊員

資料編

1) 国名 :ソロモン諸島 (Solomon Islands)

2) 首都名:ホニアラ (Honiara)

3) 人口 : 25万人(1982年)

4) 面接 28, 446 km

5) 独立年:1978年 7月 7日

6) 国連加盟: 1978年 9月

7) 主要言語:英語、 ピジン語

8) 国を構成する民族(主なもの):

メラネツア系

9) 主な宗教に キリスト教

10) 隊員派置協定締結日:昭和53年 7月 7日

11) 最初の隊員出発日 - 昭和54年 6月17日

12) 昭和60年 5月末現在派遣累計:1 2名

一大学的一个"一个"一个"一个"(内女性1名)

13) 隊員配属機関

配属機関 配属 医光 名 并

天然資源省。地方水產開発局

ウェスタン州、ベララベラ島

マライタ州・フウキ水産局

フウキ事業局

ウエスタン 州 ギソ水産局

教育・訓練文化省 国立博物館

鉱業・环パー 森林保存省 水産局

4. パプア・ニューギニア

(1) 概要

ニューギニアは、世界で 2番目に大きな島である。パプア・ニューギニアは、19世紀末にキリスト教の上陸を見、1884(明治17)年にドイツはニューギニアを、英国はパプアの所有を宣言した。戦後、何れも国連の信託統地治下に置かれ、オーストラリア政府が統治していたが正式に独立した。

環太平洋の一角に位するパプア・ニューギ ニアは、南半球にあって、南緯 0度から12度 にわたり沿岸部では日中平均気温は最低摂氏 21度、最高32度で年間を通じて変化は少な く、しゃく熱の大洋が降り注ぐ。ニューギニ ア本島、ニューブリテン島、ニューアイルラ ンド島及びブーゲンビル島等の主な島々から 成っている。本島には峻巌なオーエンスター レン山脈が東西に走っており南北を分離して いる。これらの島々は、第2次大戦中隣国の ソロモン諸島 (当時のガダルカナル島・ソロ モン諸島)と並び、日本軍と連合軍との間で 壮絶な激戦が行われたことで太平洋戦史に名 をとどめている。現在では帰還した元軍人や **職没者遺族の戦跡巡拝があとを絶たない。と** くにニューブリテン島ラバウルは、今日なお 背目の日本陸海空軍の戦場の跡をとどめてお り慰霊碑も建立されている。

パブア・ニューギニアの人種は、メラネシア系に属し約 500の部族に分かれ、約 700の部族語が使用されている。同一部族は団結心が強い一方他部族に対して排他的であるところから部族闘争の一切となっている。このような部族間の対立、山間部から都市部への人口の流入とこれに対する雇用政策の不備のた

め、主都ポートモレスビーの治安は悪く家宅 侵入、不良青少年の非行等社会不安のもとに なっている。

(2) 派遣の推移

協力隊派遣は、1980(S55) 年警察訓練校に 合気道隊員 2名、公共事業省に自動車整備隊 **員1名が1陣として派遣された。これら初隊** 員の到着は、現地の新聞、ラジオ等で報道さ れ脚光を浴びた。一方「合気道」は協力隊で 初めての派遣でもあった。現地政府の要請の 背景には、日本の伝統ある武術の導入と併せ て治安維持のためパプア・ニューギニア警察 官に対する逮捕術練成に重きを置いたものと 思われる。合気道隊員はこの要望に応えて、 警察官幹部養成の外、着任早々から数多くの デモンストレーションを行うと同時に一般合 気道クラブ、高校でも特別指導を行い好評を 得て順調にスタートした。警察省には合気道 隊員の外、自動車整備、視聴覚機器、写真、 美術、プログラマー等の隊員が派遣され警察 官幹部養成と技術の向上に努め、パブア・ ニューギニア警察行政に大きく貢献してい る。第1陣には警察省とともに自動車整備の 隊員が公共事業省に配属され、後続隊員先駆 者として活躍し、その業績は現地政府から高 く評価された。同省には、その後冷凍空調、 上木施工の隊員が派遣された。公共事業省 は、日本の建設省若しくは労働省職業訓練局 に類似する機関であり、政府の建物、橋、港 湾、上下水道等の設計・建設・保守及び政府 の自動車、建設車両等の運転・保守等を行っ ている。隊員の配属先は職業訓練校で技術習 得あるいは資格取得のために入校してくる訓 練生に、講義し実技指導を行っている。訓練 校ではアプレンティス制度を採用し、2年間の訓練期間中2回それぞれ8週間、政府機関や民間企業で現場訓練を実施している。上述のように警察省、公共事業省とも教室指導型からスタートし、その後総理府にスポーツオーガナイザーが、さらにパプア・ニューギニア大学に柔道隊員が派遣された。また初期には文部省配属として、パプア・ニューギニア唯一の高レベル高校に日本語隊員が派遣された。この職種はその後専門家によって引き継がれている。

現場型としては第 2陣の北ソロモン州政府配属の養鶏隊員をはじめとして同省の水産統計隊員、船舶機関隊員、更には環境保護局ワウ生態研究所に園芸隊員、土壌肥料隊員、病虫害隊員と徐々に地方分散が行われた。また、チンブー州や東ニューブリテン州へと拡大されている。北ソロモン州政府の養鶏隊員は政府の「ローカリゼーション」のスローガンのもと同州の穀物、肉類、鶏卵等の生産増加を目指し州内及び国内の需要にこたえるべく各プロジェクトを巡回指導しふ卵技術の指導により高成績を治めた。ワウ生態研究所でも研究所の要望にこたえて自給自足態勢を確立すべく普及活動に専念している。

パプア・ニューギニアの協力隊は、首都圏から地力分散へ、一方スポーツ、教育文化分野から保守操作、農林水産部門への未だ草創期の段階で、派遣数も34名にとどまっているが、今後更に拡大されるものと考えられる。

パプア・ニューギニアは第 2次大戦で戦禍 に巻き込まれ、住民も犠牲者となった者も多い。戦後40年を経て日本製の車が95%以上の シェアを占め、ラジオ、ステレオ等電気製品 も日本製が出回っている。幸い対日感情も良 く、日本の協力隊員が都市に地力に人造りた 協力していることはまさに歴史の流れといわ なければならない。今後更に友好関係が築か れることを願う。

資料編

1) 国名 :パブア・ニューギニア (Papua New Guinea)

2) 首都名: ボートモレスビー

(Port Moresby)

3) 人口 : 3 1 9万人(1983 年)

4) 面積 : 461, 691km

5) 独立年:1975年 9月16日

6) 国連加盟;1975年10月

7) 主要言語:ビジシ語、 英語

8) 国を構成する民族(主なもの) メラネシア系、パプア族とメラネシア族

9)主な宗教:キリスト教が支配的

10) 隊員派遣協定締結日 / 昭和64年 8月24日

11) 最初の隊員出発日:昭和55年 7月31日

12) 昭和60年 3月末現在派選累計: 3 4 名 (内女性 2 名)

13) 隊員配属機関

配属機関 配 属 先 名

警察省・ポマナ警察訓練学校・

省察本部

公共事業省。ニュータウン訓練センター

職員技術訓練部

マダン訓練センター

KIUNGA P. T. B.

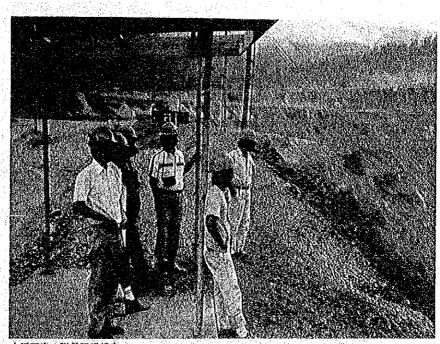
スプラー・ディリークショップ 一大学

環境保護局。ワウ生態研究所

北ソロモン州政府 第一次産業局

総理府 国立スポーツ研修所

文部省 パプア・ニューギニア大学 チンプー州政府 教育局 (職業訓練所) 東ニューブリテン州 第一次産業局 (水産部)



中平理事の隊員現場視察

5. フィジー

1982(S57)年8月5日、スヴァにおいて在フィジー池部大使とフィジー国外務観光大臣との間で協力隊派遣に関する取極が調印され、33カ国目の派遣取極が締結された。

1983(S58)年7月には、最初の隊員(稲作、農業機械各1名)が同国農林水産省かんがい 排水局に派遣された。同省には既にJICAから 派遣された小型機械化農業専門家、泰永弘氏 が多年に亙って協力活動に従事されており、 同氏の稲作農業開発プロジェクトにおける輝 かしい成果を今後なお一層発展拡大させるた めに、協力隊員が同氏の後を引き継ぎ、稲作 農業の普及、及び農家の育成指導等に貢献す ることを期待され、バヌアレブ島レケテイか んがいプロジェクトにおける協力活動を開始 した。

昭和58年度中には、気象庁図書館配属司書、経済企画開発省窯業開発プロジェクト配属陶磁器各1名の隊員を含め、計4名の隊員 が派遣された。

昭和59年度中には、第一次産業省水産局配 風水産統計、地方開発省配属土木施工(・村落 開発技師) 各1名が派遣され、累積隊員数は 6名となった。

昭和60年度以降の隊員の見通しについては、既に地方開発に従事する上木設計技師数名のほかに稲作、養蜂等農業分野を主とした派遣要請に接到しているが、フィジー側としても協力隊には農業、水産分野を重点的に要請したいとの意向であり、将来ともこの分野での協力が主流となると思われる。その外の協力分野としては、今後コンピューター教育、工学、職業教育分野等特別な分野の技術

を有するボランティアをフィジー側は必要と しているので、協力隊としても比較的応じや すい分野でもあり、この分野での協力も見込 まれる。

同国は着実な国造りに努める一方、南太平洋委員会(SPC) および南太平洋フォーラム(SPP)等、地域機関の活動に積極的に協力しており、同地域におけるフィジー国の影響力はきわめて大きいものがある。他方、同国は対日関係強化に意欲を示しており、その期待に応えるためにも、今後協力隊隊員数の増大を図るなど経済技術協力を積極的に進めることが望まれる。

資料編

- 1) 国名 : フィジー (Fiji)
- 2) 首都名: スヴァ (Suva)
- 3) 人口 :66万人(1982年)
- 4) 面徵 518, 274km
- 5) 独立年: 1970年10月。
- 6) 国連加盟:1970年10月
- 主要言語:英語、フィジー語、 ヒンディー語
- 8) 国を構成する民族:インド系。50%

フィジー系45%

- 9) 主な宗教:ヒンズー教 40% メソジスト38%、回教・カトリック有
- 10) 隊員派遣協定締結日:昭和57年 8月 5日
- 11) 最初の隊員出発日:昭和58年 7月25日
- 12) 昭和60年 3月末現在派遣累計: 6名 (内女性 0名)

13) 隊員配属機関

配風機関 配 属 先 名 農林水産省(第一次産業省) かんがい排水局

農業局

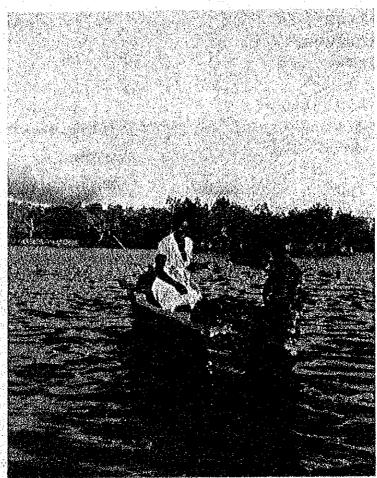
気象庁 本庁図書館 経済企画開発省 窯業開発プロジェクト 地方開発省 本省



セウセヴの儀礼



お別れパーティ



ソロモンのつり





第三章

実施体制

第1節 協力隊事業の実施体制の整備

1 隊員支援経費

(1) 意義と内容

協力隊事業は「技術を身につけた心身とも に健全な青年を派遣し、相手国の社会的、経 **落的発展に協力し」とうたわれ、そのための** 資材、機械、運営費は相手国負担を原則とし ていた。しかしながら、例えば自動車整備隊 員の使う工具や安全靴・作業服、あるいは農 業隊員のデモンストレーション川の種子類と いったたぐいは持っていくということで、1 人あたり 5万円程度の機材費はあった。しか し未だ日本の外貨事情の厳しい折でもあり、 輸出振興の一環的考え方もあって、全ての物 を日本より輸送し、現地に金を送ってそれで 物を買うということは難かしかった。また隊 員たちの海外手当も当初は余裕があり、少な からず業務費的な支出にも回すことが出来 た。しかしながら、技術協力の側面を強調 し、限られた 2年間である成果を期待する 時、例えばディーゼル代がないためトラクタ ーが動かない、**予算がないため部品購入出来** ないといって、米年度予算まで待っていては 隊員は何も出来ずに帰国することになる。そ こで、海外手当を「生活費」と規定してお り、余裕もなくなったこともあって、昭和46 年度から、「現地業務費」の「隊員持分」を新 設した。例えば報告書を送付する際の郵便 代、錐記用具代、カーボン紙代、あるいは人

大賃や用具の借料などに、予め海外手当と同時に送金されている月額10U.S. \$から支出するものであった。しかし、この清算も大変なのでやがて「隊員持分」は廃止され、「事務局持分」一本となった。

そのうち、受け入れ国も例えばアフリカ等は黒字国であったのが、オイルショックを境に急激な財政悪化の渦にまき込まれていった。そうした状況下、「現地業務費」の効果はてき面で、翌47年度には月250.S. まに増額されている。しかし、機械類は依然として日本より購送されていた。

日本からいちいち送るのは大変だ。日本に しかないもの、日本の物品でなければならな い、というのであれば購送することが必要だ が、船便だとかなりの日数がかかり、急場に は間に合わない。しかも日本からモノを購送 すれば一切日本からの輸出、隊員の受け入れ 国側からみれば輸入、として法規上の取り扱 いを受けるのは当然で、協力隊員が現地で使 **ういわゆる機材類は、無為替輪出と規定され** る。その場合は、荷受人は隊員個人ではな く、受け入れ国側の隊員配属先とするのが建 前だから、途上国ゆえの事務処理のつたなさ で、引き取り手続きが相当に遅れる。せっか く港に荷物が着いていながら、隊員の手に渡 るのに1ヵ月も2ヵ月もかかることを計算してお かねばならない。

この種のイライラのほかに、日本に購送を

たのむと、隊員が自分でその品物を検品した り選択したりできないから、待ちに待ったあ げく手にしてみたら欠品・破損があったり、 品質や規格の違うものが届いた、という実例 が絶えない。また、それが精神的にも業務活 動自体にも響くといった具合で、機材問題に 隊員の不満がつのり、せっかくの、「支援」が 現地ではウラ目に出ることが、少なからず あった。

そこで、昭和48年度から、機材類は可能な限り現地調達とする力針が実行に移された。同年 3月 5日付の事務局長から全駐在員あて文書(決裁第4954号)で、前述したような悩みを解決するため「隊員自身に自主性を持たせ、機材についても積極的に取り組ませる必要があり」、「従来事務局が購送している機材中、かなり現地購入が可能であり、また内陸国にあっては機材の通関、輸送、到着までの期間等を考えると、むしろ、現地購入する事が有利である事実を踏まえ(中略)機材の現地購入を実施」し「今後の携行機材の品目選定は現地主義に做し駐在員に一任することとし、事務局はこれを補足する程度に止める」ことを周知した。

そうした手続き面だけではなく、底流にあるのは、現地にあった協力をするには、現地 で調達可能な物で進めることが一番大事で成 果もあがるという考え方であった。

また現地調達の方法についても、「国に よって現地購入の格差が生じるので現地調達 は任国内で調達可能なもののほか、任国外の 直接、あるいは代理店を通じての発注も認 め、輸入先が日本であっても差支えない。ま た、任国外旅行(休暇)を利用するとの条件 で任国外で直接入手しても差支えない」とし

た。(引用は前掲文書から)

事務局による機材費(携行機材費・追加機材費)と現地業務費という従来の区分は実際の事例に臨んで必ずしも明確でなく、運用上 遅乱を招くので、これらを統合し「隊員支援 経費」として一括運用することとした。(50年7月3日付決裁第7011号)

隊員の協力活動は広い意味での技術協力であり、隊員の現地活動に必要な機材や経費は相手国が用意することが原則となっている(自助努力の原則)。しかしながら、財政的基盤の貧弱、行政的不備ないし未熟のため、そもそも相手国側にこのことが期待出来ない場合や、期待出来ないわけではないが、その調達に著しく自時を要し、隊員の任期などを勘案するとその遅れが致命的なものとなる場合が少なくない。こういう局面を打開するには、自助努力の原則に対する例外的措置として、相手側が自前調達に努力した後の不足分については、日本が資機材の提供をする方法

- その主な経費区分は次のとおりである。

経費」が制度化された。

しかない。この考え方に基づいて「隊員支援

(1) 固定設備費

プロジェクト推進に当って必要な施設の建設、設備の整備に必要な経費。機材、資材の 購入(輸送費、保険料、通関経費を含む)、機 械の借料、据付料、労賃等。

② 迎営費

日常協力活動に必要な経費。教材、事務用品、額首、飼料等の消耗品の購入費や固定設備の修理費(部品代を含む)、材料費、人夫質、燃料費、電気料、水道料等。

③ 行事費

隊員の指導を受ける者の意欲を昂揚させる

ための行事(競技会、品評会等) に必要な経 費。会場設営費、賞品代、謝金等。

① 調査、計画、折衝に必要な経費旅費、交通費、通信費、資料購入費、印刷 費等。

⑤ 研修費

隊員同士の勉強会、研究機関の視察等に必要な経費、資料購入費、旅費等。なお研修に係る旅費は実質支給を原則とし、任国の実情に応じて定められている。

⑥ その他

本来の業務遂行に直接関係しないが、特技 を生かして行う体育、日本語、生け化、手芸 等の指導や日本紹介映画の催しなどで適当と 思われるもの。隊員機関誌経費。

(2) 支援経費統合の意義

機材類の現地調達主義が浸透するにつれて、隊員の活動はグッと活気を呈し、幅を広げることになった。現地で機材類が購入出来、その維持・管理の費用や、行事、調査、研修に必要な諸経費も、状況に応じて支出することが出来るようになったのだから、、隊員のプロジェクトへの取り組み方は、当然のことながら、積極的になる。

配属先とプロジェクトの進め方を話し合う、予算を調べる、プロジェクトに使える予算を請求する、足りなければ、それをどうするか、また話し合う、日本側の駐在員に支援経費の使用を依頼し申請する、承認を受けて現地人スタッフと一緒に購入にあたる。管理、運営の仕方を練る一協力活動の展開にあたって、こういう段取りが必要になる。そのためには、配属先で仕事や予算についてのやりとりをする語学力もいれば、その国その

省、配属先の組織や職場の構成から、誰が予 算の責任者、担当者か、も勉強しておくこと が肝心だ。かてて加えて、話のもってゆき方 とか、間合いとかをつかむことも役に立と う。こうなると、「諸君、現地へ行ったら、若 さをぶつけ、しっかりやりたまえ」などとい ういい方では、とても通用しないのであっ て、日本での社会経験を重視するという隊員 選考方針、語学重点の現在の訓練方式、「任 国における協力活動」や分野別「演習」はじ め、派遣前訓練の中の実践的レクチュアやゼ ミナールの不断の手法改革など、募集の段階 から現地着任までの限られた期間に、協力活 動を実行するのに必要なおぜん立てを相当に 整えておかないと、戸惑いや、立ち往生をす ることになりかねない。だから「隊員支援経 費」は、単に従来の「機材費」と「現地業務 費」とをくくって一本にした、というたぐい のものではなく、それまでの協力活動上の障 害や問題点、ならびに効果や展望を深く考 え、練りあげて決定されたものなのである。 その仕組みは、応募相談から選考、派遣前訓 練という一連の流れのその後の進め方、手法 に影響を与えずにはおかなかった。



支援経費を使った手押しポンププロジェクト (パングラデシュ)

なお、参考までに隊員支援経費予算単価は 別表推移表のとおりである。

隊員支援経費予算単価推移表

年度	携行機材費	現地業務費
	新規 継続	
40	50,000円	
- 41	50,000 50,000[]	
42	100,000 100,000	
43	130,000 100,000	_
44	130,000 100,000	Barrier Art
45	160,000 100,000	
46	200,000 100,000	
47	200,000 150,000	25 U.S.\$
48	200,000 150,000	25 U.S.\$
49	200,000 150,000	30 U.S.\$
50	60.75 U.S. \$/ J]	34.50 U.S. \$
51	66.825U.S.\$/J]	37.95 U.S.\$
52	73.50 U.S. \$/ J	41.75 U.S.\$
53	88.20 U.S.\$/ Л	50.10 U.S.\$
54	95 U.S.\$/ H	60 U.S.\$
55	15,972.35 円	62 U.S.\$
56	17.200	68 U.S.\$
57	17,200 円	68 U.S.\$
58	17,200 [1]	68 U.S.\$
59	17,200 円	68 U.S.\$
60	17,200 19	68 V.S.\$
00	11,500	- ου - οι οι φ

2. 海外手当と国内積立金

(1) 海外手当

- 20年前の発足時、海外手当は全派遺国一律 150U.S. \$、国内積立金は15,000円であっ た。ちなみに昭和40年の大卒初任給(企業種 の男子、口経連初任給モデル賃金調査) は月 額25,277円であり、150 U.S. \$は当時の1U. S. \$ = 360円換算すると54,000円で月給のお よそ 2倍の海外手当であった。毎月15,000円 の国内積立金は、2年後総額36万円支給と なっていた。当時の考え方は、政府事業とし て派遣する以上しかるべき待遇をすべきであ るということであった。しかし、その他の身 門家やまだ数少ない民間の海外駐在員等海外 に赴くのは選ばれた人たちであり、欧米の手 当と横並びの必要もあって、海外手当だけで 月給の 4倍近かったことからすれば(専門家 の場合大卒12~15年の2-2 号俸で18万円の在 動俸であった。ちなみにその年代の事業団の

給与は12年目の3-1 号の人で46,700円と手当 は3.8 倍という計算になる。) ずい分と低い 額とうつった。海外に出ることはまだ一種の 危険を伴なうという感覚であった。以降44年 20U.S. \$ アップの 170U.S. \$ となったもの の、執ように 1700.S. \$を堅持した。倍の開 きがあった大卒初任給との間も昭和48年には 初任給の力が上回るまでになる。執ように 1 70U.S. \$を堅持したのは、そこに協力隊の折 学を持たせたからであった。当時「1700.8. 8の哲学」と言われた。すなわち、協力隊が 求めているのはボランティアである。ボラン ティアとは、本来無償奉仕であり、何もかも **私費でやるのが本来の姿である。しかし、開** 発途上国のためということであれば経費もか さむので、実費ぐらいは国、国民が負担しよ ら、という発想であった。だから「海外手 当」は「給料や報酬ではなく」「現地における 生活費」である。よって学歴も年令も職種も 関係なく、任地が同じ地域なら完全に同額と した。また生活実費といっても「民衆ととも に」を標ぼうする協力隊では、国内の給与の 推移とは関係なく、厳しい線を堅持した。

1973年 3月13日米国のドル10%切下げ発表と共に、14日円は変動相場制に移行、一挙に16%近い円高となった。それを契機として、各受け入れ国の通貨の切下げ等もあり、オイルショック後の世界経済、特に開発途上国の物価上昇、為替変動は隊員たちを直撃した。48年度より国別の経済状況を考慮して海外手当を決定することとし、毎年の改定作業を進めているが、その作業は協力隊独自に隊員たちや駐在員からの声を開き、反映させている。当初他の国際機関等の決め方を参考にしたが、全く参考にならなかった。例えば魚の

値段がいくらかを比較しても、食べる国、食べない国、獲れる国、獲れない国、とバラバラでその額の集計の平均値で物価云々は現実とかけ離れてしまう。隊員たちの感覚に対応しているのが最も現実に即応しているようである。この場合、専門家とは逆の現象が出てくる。すなわち専門家の手当は厳しい生活条件の国ほど手当が高く置かれているが、隊員の場合、そうした低所得の国ほど物価水準が低いので、手当も結果的に低くなる傾向にある。

(2) 国内積立金

通常専門家や民間企業の駐在員等が海外派 選される場合、国内俸が支給される。当初そ の形で国内積立金月15,000円が積立てられ、 帰国時36万円が支給された。昭和45年度より 20,000円、昭和47年25,000円と改定されて いった。昭和48年度に国内積立金とは何ぞや の議論がなされ、① 国内社会復帰構築資金

② 保険料や奨学金返済等国内で必要な資金 ③ ご苦労賃と規定された。国内で社会復帰するための資金であれば、国内物価変動に運動するのが自然ということで、昭和51年度より、隊員と同じ平均年令24~25才程度の専門家の国内体に、ある程度運動させる方式を導入した。しかしながら、それが昭和56年度には83,250円にまでなり、昭和48年度から訓練中も積立てるようになっているので、27カ月分で帰国時 225万円近くを手にすることになった。果たして国内に働く同世代の青年が、(当時大卒後 2年の0TCA給与が66,900円であった)年間 100万もの貯金が可能なのかと言う批判が出てきた。また、徐々に芽ばえてきた民間ボランティアの人たちの手当との

差も大きくなってきた。

官制のボランティアだからと、本来のボランティアから逸脱することなく原点に帰るべしとの問題指摘もあって、57年度より再び連動力式を解除することとした。

何故昭和48年度に国内積立金とは何ぞやが 論議されたかと言うと、それまでは国内俸的 性格であったため、体職者には支給しなかっ た。ところが無給休職者が現れる。退職者に は協力隊(国)から積立金が支給され、有給 休職者も所属先から支給される。無給休職者 には出ない。あえて有給休職を定着・促進さ せるために、国内社会復帰構築資金とした。 その後は、だから有給休職にして下さいよ、 有給にすれば所属先の負担分は協力隊が補て んしますよ、所属先には負担をかけません、 ということでお願いしてきた。

隊員海外手当及び国内積立金予算単価推移表

年度	海外手当/月	国内積立金/月
40	150 U.S. \$	15,000 [1]
41	150	15,000
42	150	15,000
43	150	15,000
44	170	15,000
45	170	15,000
46 47	170 170	20,000 25,000
48	190	25,000
49	190	30,000
.50	210	34,500
51	230	44,500
52	240	57,500
53	260	61,600
54	270	74,500
55	295	78,750
56	331	83,250
57	350 393	86,580 92,640
58 59	399	92,640
60	406	92,640
	100	20,010

3.シニア制度

協力隊は、ひとりひとりが専門の技術分野

で経験をもつプロである。協力隊の協力活動が進展するにつれて、活動の仕方は深みをもってくるし、協力プロジェクト自体大きくもなり、地域独特の性格をもつようになる。ひとりで担当してきたプロジェクトが、二人がかり、三人がかりになることもあるし、地域性、特殊性を探究せねば前進できない状況も出てこよう。チームリーダーや地域スペシャリストの派遣が必要とされてくるゆえんである。

一方協力隊員は、2年の任期を終えて帰国 して、大多数は復職あるいは就職・再就職し て日本の社会に戻ってゆくが、なかには、 もっと進んだ協力をしたい、もう一度やって みたい、ひいては海外協力をライフ・ワーク として勉強し実践したい、という人たちも少 なくない。実際問題として、現地語を使いこ なし、活動体験を通じて民衆の心情を知って おり、一層の勉強を積んで、再び協力を…と 志望する隊員(OB)は、日本の海外協力にとっ て貴重な人材である。しかし、誰でもいい、 ということにはならない。また隊員側からす。 れば家族連れで行きたいという希望もある。 より高度の協力活動を期待するからには、受 け入れ国側にあって予算折衝や協力業務の企 西立案、勧告等々をやってゆける力量をも ち、その手だてとしての語学にすぐれていな ければならない。チーム・リーダー、地域ス ペシャリストにふさわしい資質が求められる。 わけである。

シニア制度は、 昭和48年度から始まった。「技術協力年報・1974年」は新発足の「シニア隊員制度」について次のように大いに力説している。少し長いが引用しておく。

「我が国は今後とも世界共同体意識を十分

意識して、特に、開発途上国との友好連係を 深めてゆく以外に、世界の中で、特にアジア 地域の中で、唯一の四欧諸国に比肩し得る先 進国として国勢を維持して行くことはできな い。このためにこそ将来にわたって現行の経 済協力、なかんずく技術協力を大幅に質、量 ともに厚くすることが焦眉の急となっている が、日本として最も困難な点は、現地の人々 の生活意識や職場就労意識を理解し言葉を十 分話せる人材が極度に不足していることであ る。この意味からこの制度はすでに海外での 協力活動を経験してきた帰国隊員の中から、 真に役立つ地域開発専門家に育てあげるべく 人材を選考試験によって選抜し合格者をシニ ア隊員として登録しておき、相手国の要請に 合致した者を通例 2年間(短期派遣もある) 派遣するものである。要請の内容検討に当 たっては、それが一般隊員のものよりも技術 的、能力的に高いもの、あるいはグループ派 遺の場合のリーダー的ポストなどが自安であ **5**].

シニア制度は、シニア隊員派遣が唯一のねらいではない。「シニア」という名前は資格の呼称であって、シニア試験は、その資格の取得試験である。もう少々判りやすくいうと、シニアの合格者は、適切な要請があればシニア隊員として派遣の道があるが、それに限らずJICAの派遣専門家として、あるいは国連関係諸機関のスクッフ等にも、協力隊から推薦する道を開いている、ということである。協力隊のワク組みにとらわれず、こういう人材は広く国際社会に送り出したい、という考えである。

|昭和48年度より派遣したが、はたしてボランティアにシニアとかジュニアとかぼかか

あるのか、ボランティアはボランティアであって、隊員のなかに階級をつけるのは好ま しくない、といった意見が隊員や運営委員会 からも出され、派遣も抑え気味であった。

昭和57年度まで一桁の 6~7名で推移していたが、昭和58年度在外事務所の機能強化の観点から、いわゆる嘱託調整員(C.C)、医療調整員(M.C)を派遣するようになり増加傾向を示している。

シニア隊員派遣実績数

年度	48	49	50	51	52	53	54	55
人数	6	7	4	7	7	8	7	7
5 <u>6</u>	57 5	58 16	59 21	派山	1111 36	場 [1 1	

ンニア試験合格者

	(第	英	西	1 .	3	マレイ	^	ネバ	ラオス	9	E	7	7	トンカ		
	回	12	i.E	福	スワヒリ	1	ベンガル	ネパール	٦	タガログ	ヒンディ	アムハラ	アラヒア	'n	āt	
			\vdash		+	+	-	1	-	1		-	1	-	[$\frac{1}{2}$
	第1回 2 3 4	6	1	0	Ti	0	1		! 0	0	0	ĺ		L	8	Ì
	3			ta.	fа				0		١.		ŀ.		Ĭ,	ı
	4	5 4			0	0	11.	0	Ò	1	0	[5	İ
	5	Ы	2	0	0			.1			0	1.0	1	1	5	ĺ
	6	3	0	1	2	0		1.5			Ó	Į		ŀ	8 7 5 5	1
	7	3	2	1	1		1	- ;			1	200		١.	. 8	ŀ
	5 6 7 8	2		0				1		l.		ĺ		l	. 8 2	l
	9 10	. 3	12	0	.0	0	1	0		ļ.,	1:] .	١.	- 1	4	l
	10	3	0		1	1		1			0		[5	l
	12 13 14 15 16 17 18	3 4 6	3	0	5	1	ĺ	0 0 2 0			Q.	١.		١.] 7	l
	12	6	1		0		l ·	0	ľ						6	Ì
	13	3	2	0		1,		2	15.5						8	l
	.14		- 1	Ó			-	Ó	İ		:		1	ļ	J.	l
	15	4	2	0	1.5			2						ı	8	l
	16	1	7	ł	Ò	2		1.						ĺ	3	l
:	17	5	3	٠ţ	ľ	1 .	0					٠.		İ	9	١
i	18		1	7	ĺ		0	2	١.			١.			8	
	19	1		0	Ļ				1			. ~			9 9 9 8 7	ļ
1	20 21	5	3	0	1	١.	2	1					١.		9	l
1	21	1	2	3	. 5	5		i			. :				9	
	22	3	0	1		<u>.</u> ۔	١.						1		9	l
	22 23 24	3	١.	'	0	2	1	l i		٠.	. •				8	l
	24	3	1	١	1		2			١.			ĺ			Į.
	25	3	3	0			2	¥.		1				1	4	ļ
ì	26 27 28			1			2	'			.			ľ	9 6 8	
ı	20	2	2			'	2	0	٠.						,	ŀ
1	29				5	0							'	١.	10	
1	30	3 6	2	1	î	ř	2	2				а	1		11	
1	31	21	6	l i			ŭ	2	٠ .		- 1	0 2	.		35	
	32	21 20	4	ì	1			ì			Ī		1	2	29	
1	33	٠ <u>٠</u>		6							.]	- 1		_	23	
1	29 30 31 32 33	9	5	Ó	4	3	2	3	+ 7		.				26	
		6	ာ <u>5</u>	19	21	19	.16	3 3	7	0	3	2	1	2	312	

4. 海外事務所

(1) 巡回指導

協力隊の派遣は昭和40年度に始まったが、その当初は海外事務所も駐在員もなかった。現地諸調査、隊員の受け入れ調査、世話活動など、各国駐在の日本の大使館や事務局スタッフの海外出張によるほかなく、したがって、昭和41年度に310万円が初めて予算措置された「巡回指導旅費」は、きわめて貴重なものであった。

「隊員の活動状況を把握し、隊員の士気を 鼓舞激励し」「隊員派遣に際し、相手国受け 入れ機関との調整」を計り「隊員の定着指 尊」を行うなどさまざまな意義が強調され た。ところが、この予算額は、45・46年度に 1千万円レベルに達して以来、海外スタッフ の拡充と並行して、その比重が低くなり、ほ とんど増減はなく、昭和60年度も1,236 万円 にとどまっている。

(2) 駐在員・調整員

① 駐在員

協力隊発足当初は、予算上の制約から昭和40年10月マレイシアに実質的な駐在員1名を派遣するにとどまり(形式的にはOTCAの事務所長)、したがって、その他の派遣国での隊員についてのもろもろの世話は、隊員と協力隊事務局との文書連絡、事務局職員の巡回指導によるほか、在外公館に依頼していた。翌昭和42年度に「海外駐在員経費」が新設され、約2,300万円の予算がついて、3名の駐在員がタンザニア(6月)、ラオス(7月)、フィリピン(10月)に赴任した。

翌昭和43年にモロッコに1名が派遣されたが、

とても派遣国、派遣隊員数の増え方に追い付かない。そこで隊員派遣予算の中から駐在員 補佐役の調整員を送り出す仕組みを作り出し た。

② 調整員

隊員の一職種として「調整員」を派遣する こととし、通常の選考・訓練を経てラオス・ タンザニアに調整員を派遣した。他に 2名は 公募後派遣中止、補充の段階でやはり事務局 業務に精通していることが望ましいとして、 独身職員を局内公募し、インドとフィリピン に派遣した。ケニアで隊員と契約して現地で 調整員とし、結局昭和43年度にラオス、フィ リピン、インド、ケニア、タンザニアの5加国 に派遣したが予算的には隊員派遣予算の中か らであった。また、結果的には相手国政府か らの派遣要請に基づく派遣ではなく、駐在員 の補助者という形になった。昭和44年度から 予算に「調整員費」が措置された。よって当 初の 2名のみ純粋公募され、以降職員が休職 で派遣されることとなる。待遇は一般隊員と 全く同じ150 U.S.\$・単身赴任、ただし、隊 員の場合は住居が相手国提供となるが、調整 員の場合それがないので、国によって現物貸 与されたり、住居手当として300.S. \$を支給 されたりした。国によっては車もなく、これ だけの手当で隊員の世話をするのは各国とも 大変な苦労であった。初代調整員の交代が昭 和45年に派遣されることになったが、独身者 に限りがあったため、妻帯も可とし、マレイ シア調整員が初めて家族を呼び寄せている。 手当も 300 U.S.\$と改められ、家族同伴の場 合扶養手当として、40%が支給されることに なり、420 U.S.\$となった。昭和48年度から 「シニア・グループ派遣費」として組みまれ

た。ところが、昭和49年8月国際協力事業団となり、それまでは同じ事業団内部でも組織上外局的(理事長直結一他部は理事の管理下であった)であったのが、完全な一部局となり、人事・経理も一本化が進められているに従って、同じ事業団戦員で派遣されている時間を持週の調整員、JICA事務所で働く派遣戦員の行遇に大きな差が生じてきた。派遣職員の在動基本手当と調整員のなすで、近畿時間の大きないた。しかし未来定員内派遣職員がなすべき業務であり、そうするためには同じ処遇にすべしということで、昭和57年7月からやっと認められ、同じ待遇となった。

(57/6/17 青04-210号)

その後いわゆる体職による職員の調整員は、徐々に派遣職員、あるいは後述の嘱託調整員(C.C.)へ切り代わったこととあわせ、昭和60年3月1日には、32人の調整員中職員調整員は9人にとどまっている。

③ 嘱託調整員 (C.C.)

派遣隊員数は増える、派遣国は増える、帰 国後の世話業務は増える、しかし職員は増え ないという状況が続いた。特に派遣国が増え ると調整員なり駐在員を派遣する必要がある が国内業務も手いっぱいで人がさけないとい うことになってきた。

そこで帰国隊員に手伝ってもらうことになる。もともと隊員の一職種でスタートしているわけで、協力隊に精通していないとこまるということから職員が派遣されていたが、帰国隊員ならば全く知らないというわけではない。大いなる助っ人である。昭和44年1月にケニアで隊員出身者と契約して調整員としているが、その後は再び職員が続いた。昭和57年4月ひさ

びさにパプア・ニューギニアへ短期のOB調整 員が派遣された。いわゆる嘱託調整員(CONTR ACT COORDINATOR: C. C.)の誕生である。 その 後、昭和60年 3月 1日現在で、32人の調整員 中、C. C. が18人を占めるまでになっている。 ④ 医療調整員 (M. C.)

続いてガーナ、ネパール等で隊員の病気が 日立った。通常「陸軍方式」と「海軍方式」 と呼んでいたが、負傷者や病人の戦線離脱者 は陸軍方式であれば、専門の医者に渡され て、指揮系統から離れ、現場の責任者はそれ に悩まされることがない。ところが、海軍の 潜水艦や軍艦の上ではそうもいかず、現場の 指揮下にある。医学の素人たる駐在員や調整 員は、そうした隊員を何人か抱えると他の隊 員の世話活動に支障をきたしてしまう。いわ ゆる循軍方式だったのである。といって現地 の医療体制は十分ではない。そこで医療の専 門家である看護婦OGにそうした隊員の一般 的健康管理・指導や医療態勢の整備にあたっ てもらおうと、昭和57年10月にガーナに初め で医療調整員(MBDICAL COORDINATOR: M.C.)を 派遣した。予防が徹底したのか病人がめっき り減ったのである。昭和60年3月1年現在5人 のM.C.がいる。

(3) 海外連絡事務所

① 隊員連絡所

初代の調整員は全く隊員と同じ150 U.S. \$で赴任をした。しかし隊員の世話業務で首 都に居住していれば、必然的に隊員は駐在員 か調整員を頼ってくる。駐在員がおらず、調 整員だけの所は大変だった。隊員たちが海外 手当を受け取るために、旅費をかけ、何日か かけて上京してくる。そんな折調整員宅に泊 まるということが日常化してきた。実際隊員自身何日もホテルに泊まる宿泊代はないし、首都の隊員が少ない国にあっては必然の成り行きであった。しかし泊まられる調整員にすれば、4~5人集まる隊員の夜具もベットも食器もテーブルも椅子も用意したいが150 U. S. までは買えない、という状態であった。出来れば冷蔵庫ぐらい必要であった。

フィリピン駐在員から隊員たちが集まり語 り合う場が必要との提言があり、1968(S43) 年10月フィリピンに「連絡所」が開設され た。アパート形式の 2室を隊員用に、隣室に 調整員が泊まるという簡単なものであった。

1970(S45) 年扶養家族を同伴する調整員の 出現により、調整員は連絡所に任み管理する ことが義務ずけられた。逆に言えば、420 U. S. \$では家具を買ったりする余裕がなかっ た。ところがこれがまた大変な仕事であっ た。若い調整員は多くは新婚であった。エル サルバドルが新婚1ヵ月、インドが20日、フィ リピン1週間といった具合である。隊員は汽 車やバスの関係で夜中に着いたり、早朝出発 したり、食事の用意はしなければならない は、掃除はしなければならないは、と全くプ ライバンイがなく常に他人がいる生活となっ た。インドでは半年間宿泊者ゼロの日なしと いった記録もある。

1972(S47)年には食事提供なり調理の禁止が通達された(47/9/16 達40号)。それでも特に家族の負担が重く、調整員からの実態報告もあって、事務局としては、調整員たるもの雑事に追われるばかりでなく、将来に向けて任国の勉強も怠ることなかれ、と1973年4月より連絡所より出てもよいということになった(協力隊調整員のための給与等に関す

る基準、協力隊シニアグループの住居手当の 取扱に関する細則)。

前述の達40号で、「連絡所」というのは海 外連絡事務所のことで、

- (A) 駐在員及び調整員の事務所としての機能
- (B) 隊員の集会場所、保養場所、研鑚場所、 宿泊場所としての機能

に大別している。事務所機能は統合問題があるので後述するとして、(B) の部分は「隊員 連絡所」と呼ばれるようになり、運営も隊員 にまかされるようになっていった。

ただ「隊員の心身の休養とやすらぎ」にも協力隊らしい哲学が求められた。a.村での生活で盗難を恐れ、鍵をかける生活に神経を集中していることから解放されること、b.食事の心配をせず、ちょっぴり日本的な味が楽しめること、c.水のシャワーではなく、風呂に入れること、d.日本語で話が全て通じること、e.暑さから解放されいくらかでも睡眠がとれること、

といったような方向は自らを高揚する方向ではなく、逆戻り現象である。むしろ、風呂よりも水を浴び、食事も任国風の方がのどを通るという隊員たれ!とする。もちろん、そうはいっても、着任そうそうの隊員と古参の隊員と同じに扱うわけにはいかない。馴れない隊員に長期の村での緊張の生活は、食欲不振・睡眠不足で健康を害しむしろ業務にマイナスになる。そうした隊員の状況、国の差異を考慮しながら、協力隊らしい質素な中に気配のある連絡所としていくところに駐在員の運営の妙味がある。現在の運営は隊員の自主管理にまかされている所が多い。

② 駐在員事務所

マレインアに1965(S40) 年10月0TCAの事務

所長が赴任し、実質的な協力隊駐在員業務に あたった。1967(S42)年に 3名の駐在員が派 遣されたのに伴い、駐在員事務所が開設され た。

協力隊業務は二国間取極を締結して隊員が派遣され、開始される。その二国間取極のなかに、駐在員や調整員のことも明記されている。すなわち、「受け入れ国は、日本政府が協力隊業務を円滑に推進するために派遣する駐在員および調整員を受け入れること、およびそれらに対し免税措置をとること」等が明記されているので駐在員や調整員が滞在出来る。事務所開設ではなく、「人の派遣」を申心としている。ところが、その他のOTCA部門の業務は多岐にわたっており、そうした協定になじまず、事務所に係わる記述がない。口上書は在外公館の一部、交換公文等それぞれの国で工夫されていた。

もうひとつ実際の業務面の性質も異なる。 駐在員事務所の業務はかなり形式的な通常業 務が多く、駐在員が大使館事務を代行出来る 部分が多い。また、業務の大部分が隊員を相 手とする地方中心のフィールド業務でもあ り、隊員の出入りも多く、当初大使館内から スタートした事務所も次々と外に出た。

施外事務所の業務は、研修員の受け入れや 個別専門家の派選等はルーティン化されてい るけれども、新しいプロジェクトを始めると か、開発調査の実施、無償資金協力等外交マ ターが多く、大使館との密接な関係が必要 で、大使館内の一室からスクートしている所 が多い。

移住部門は現地での民間会社としてスター トしており、海外支部と呼ばれていた。

こうしたそれぞれの違った性格、経緯を

持った海外事務所、駐在員事務所、海外支部 を国際協力事業団設立後、当然のことながら 併設されている国にあっては海外事務所とし て一本化が進められることになる。

② 海外事務所の統合化

国際協力事業団としての一本化は、在外にある事務所の一本化をも促した。それまで、経協部門は海外事務所といい、移住部門は海外支部、そして協力隊部門は海外駐在員と称してそれぞれ独立して、同じ国にあっても、命令系統も別々で存在していた。とりあえず、1976(\$51)年に事務所と海外駐在員との併設国では、組織的に連携して運営すべく指示が出された。(51/11/11 総第11-648号)

一本化の対象国としては、マレイシア、 フィリピン、ネパール、バングラデシュ、ケ ニア、タンザニア、パラグアイの7h国があっ た。

それぞれ受け入れ態勢や、歴史も異なり、建物をひとつにするにしても、経理上も手探りの状態で進んだ。いろいろな経緯を経て昭和56年から昭和59年にかけて実質的な一本化が実施された。マレイシアは形式的には昭和50年6月から駐在員にクフラルンプール事務所長発令がなされ、統合となっていたが、実質的にはやはり、昭和56年からであった。

1985(S60) 年現在、海外において協力隊業務を行っているのは、海外事務所(海外支部を含む)、駐在員事務所、調整員のみが単独で業務を行っている事務所の3種類に分けられる。海外事務所がなく、駐在員事務所だけがある国にあっては、時間をかけて徐々に経協部門の業務も担当していくことになっている。

事務所設置状況 (協力展関係国のみ)

400				4.0
	JOCY	場所	OTCA/JI	CA 統合
フィリとソ	42/10	7-5	43/12	57/6/1
マレイシブ	43/ 2	K.L	41/10	50/6/6
ラオス	42/ 7		+2/,24	00,0,0
91	_	パソコック	32/2	
バングラデシュ	48/8	ダッカ	44/10	57/8/1
ネハール	45/11	カトマンドウ	44/10 53/12	59/4/30
ፈ ንዩ	43/8	ニューデリー	41/4	20, 1, 00
スリランカ	56/3	コロンボ	57/3	
モルディヴ	58/ 5	₹-V	- , -	
ED90	43/11	ラバト	A	
シリブ	51/8	ダマスカス		
エティオピア	47/10	フデイスアペジ		
テュニジ ア	50/4	71-1	1	200
ケニア	44/ 1	ታ 402	46/5	56/9/30
タンサニア	42/6	ダルエスサラー	A 55/1	58/2/1
ザンピア	46/8	ለታክ	,	
マラウイ	46/ 7	<i>157947</i>		
#− }	51/4	795	ĺ	
リベリア	54/ 4	EYDYY		
と外が	55/ 9	タカール		٠.
ニジュール	59/12	=7 <i>H</i>		
エルサルバドル	45/6	サンサルバドル		
コスタリカ	51/10	サンホセ		
ホンデュラス	53/ 6	ラグシガルバ		
パラグアイ	53/4	アスンシオン	32/4	58/4/1
ポリヴィア	59/ 7	ラバス	1	
N-	56/ 4	Ŋτ	52/8	
西州	47/11	767	[
トンガ	60/2	ヌクプロファ		
ソロモン	59/ 1	ホニアラ	l	
P.N.G.	55/12	ボートモレスと		
フィジー		スヴァ	59/4	
	L	L	L	

(社):JOCVは駐在員・網絡員の発令年月 海外移住事業団(JEMIS)、アジア協会時代も含む。 スリランカ、ペルー、PNGは調整員の所員化という形を

5. 隊員の補償制度

(1) 経緯と考え方

隊員は報酬を求めず、ボランティアとして海 外手当も低く抑えられている。しかしなが ら、その業務は、地方や現場が多く、災害・ 疾病の可能性は十分ある。予防に万全の態勢 を採ることはもちろんだが、万一事が発生し た場合には、ボランティアであるがゆえに、 ベストを尽くして手厚く対処することを基本 とした。

昭和40年に第1 陣が出発した当時は隊員数

も少ないこともあり、何かことが起こったら 丸がかえの形で、事務局もひたすらケガや病 気にかからないように念じていた。

現在は派遣前訓練の開始から帰園する日までの期間に、病気、災害、生命に係る事件が発生した場合に備えて、次の補償制度を設けている。業務に起因する傷病は「労災保険」及び「災害補償制度」、業務に起因しない傷病は「共済給付制度」によりそれぞれ補償される。両者の間にはいずれも100 %給付であるが、補償額に多少の差異があるほか、補償、給付項目等にも若干の相違がある。

(2) 諸補償制度

① 災害補償制度

隊員数も増え、制度として「(日本) 青年 海外協力隊隊員の災害補償に関する基準」が 整ったのは昭和44年である(44/3/15達18号)。

派遣前訓練期間及び赴帰任途上の災害が対象となる。フランス及びメキシコにおける現地語学訓練中の業務上及び通勤途上の災害については、「赴任途上」との解釈により、災害補償制度が適用される。

② 共済給付制度

派遣前訓練期間及び派遣期間並びに任期満 了日から1ヵ月に順路直行による旅行日数を加 えた期間の業務外の災害が対象となる。

③ 労災保険特別加入

休職措置で参加をする国家公務員等も増え、同じ業務にあたり、国内で業務上災害にあった時は労災適用となり、海外では適用とならないという不都合が生じてきた。

海外派遣者の特別加入制度が昭和52年の労 災保険法の改正に伴って創設されたため、検 討、交渉が進められ、1980(S55) 年 4月1日 より労災加入が認められるようになった。

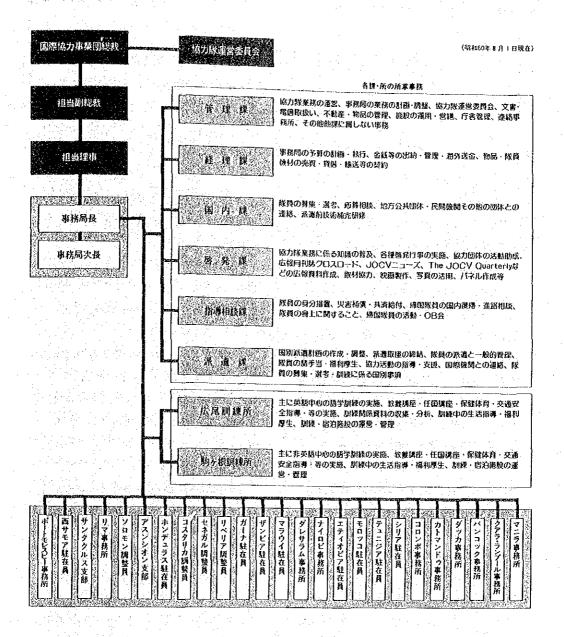
労災保険法上は第27条第6項の「開発途上 にある地域に対する技術協力の実施の事業を 行う団体が、当該団体の業務実施のため、開 発途上にある地域において行われる事業に従 事させるために派遣する者を『特別加入者』 とする。」に基づくものである。しかし、隊員 の特色をなくさないよう、一般の労働者とは 違う側面を持つ点「隊員受け入れ希望調査 表」に準拠し、隊員の自発的活動も駐在員の 命によれば可とした。任国派遣中の業務上及 び通勤途上の災害が対象となる。

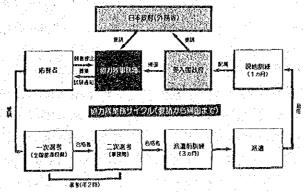
④ 团体生命保険

生命保険会社と団体定期生命保険を契約し、業務上外を問わず、死亡した場合一定の保険金が弔慰金として支払われる。昭和41年から加入し徐々に金額も増えていった。

生命保険額推移表 邓祝加

作度 保険額	41 100	100	100	100	45 100 1 300 3	46 47 00 900 00	48 1,000
年度	49	50) 1,	51	52	53	54
保険額1	,000	1,000		500	1,500	1,500	2,100
年度	55	56	3,	57	58	59	60
保険額3	,000	3,000		000	3,500	3,500	3 ,500





第2節 隊員の募集・選考と訓練

1. 啓発と募集

(1) 啓発活動

協力隊の隊員募集は公募の原則を貫いてきた。公募である以上、協力隊の存在を知ってもらう必要がある。募集活動というのが、要請されている隊員を直接的に得る活動をいうのに対して、もう一歩先を行き、協力隊を知らしめる活動が啓発活動であった。昭和49年の国際協力事業団法成立に伴い、第21条(2)のハで「海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること」がはっきりと業務の中に盛り込まれた。

当初は、月刊誌の発行、パネル展や講演会の開催、映画制作、ポスター、パンフレット類の制作等が中心であったが、JICA支部や都道府県・育てる会の活動・マスコミの協力が活発になるに従い、パネル展はむしろ08会や県が中心で実施され、映画はテレビ局でと、事務局としてはむしろそれらのための隊員活動の写真やパネルといった材料を用意するとか、取材協力が中心となってきている。

① パネル展・講演と映画の会

発足当初はもちろんパネルを作るに必要な 写真はなく、専門の写真家を雇って海外取材 する予算などもない。昭和41年の夏、たまた ま、アメリカ平和部隊の現場を見、共鳴した 坂田道朝写真家に協力いただき、カンボディ ア、マレイシアの撮影で得た写真が、貴重な 写真として、パネルや機関誌「若い力」の紙 面を飾った。隊員の所を泊まり歩きながらの 取材であった。

昭和42年には映画「若い力」の撮影隊が派遣され、そのフィルムやら写真がそれに加わった。もうひとり、小川忠博氏には1967(S 42) 年 5月にタンザニアのイリンガ、7月にケニアのルドルフ湖と自費で隊員の現場を回り、貴重なアフリカの写真を提供していただく。その写真が42年 9月号の「文芸春秋」のグラビアを飾り、一流写真家としての名を確立することにもなった。17年を経た今日でもその写真は使われている。

巡回映画会で記録しておくべき事項として は、全国カーキャンペーンがある。ポスター と映画、資料を乗せ、車で全国行脚した。

昭和44年 6月に岩手、秋田、山形、秋に九州一周・45年11月には富山、石川、福井、滋賀、奈良、和歌山、三重の 7県を40日間、46年11月には香川、徳島、高知、愛媛の四国 4県を実に50日間、それぞれ 2人の独身職員がライトバンを迎転して回った。

② 月刊誌

協力隊の機関誌「若い力」はB5版で事務局 長編集人、事務局発行でスタートした。実際 には職員ひとりがエンピツをなめての苦心の 作であった。40年7月に第1号、12月に第2 号、翌年3月に第3号を発刊、41年6月から 月刊とした。「若い力」誌は広く国内に配布 され、初期の協力隊事業の啓発ばかりではな く、明発途上国のナマの情報に乏しかった当 時としては、ユニークな存在であった。

編集は昭和44年 4月号から「若い力」社発行となり編集者も別となる。53年 4月号からは協力隊月刊誌編集委員会が編集し、発行は協力隊事務局となる。54年 4月号からクロスロード編集委員会の編集となり委員長に三浦朱門氏が就任。56年 5月号より編集は協力隊事務局となり、発行は協力隊を育てる会で、行料販売態勢という現在の形になった。その委員長は三浦氏の後、鳥羽欽一郎氏(55年)、三浦氏(56年)、江口克彦氏(57年)、村岡弘茂氏(58・59年)と続く。

もうひとつ、誌名の変更の経緯について参考までに触れておこう。「若い力」 53年 7月 号で新誌名を募集し、288 点の応募を得ている。もなみに賞金は10万円であった。53年 9 月号から「クロスロード」となる。選考過程について、三浦朱門委員は次のように語っている。

「ロード(道)というと、『この道や 行く 人なくて 秋の暮』という俳句みたいで、い ささか淋しく、明るさ、青春の情熱がないよ うに私は思った。その時、委員のひとりが、 クロスロードとすると、孤独な道がまじわ り、からみあい、つまり、対話と行動という イメージにも通ずるのではないか、と言いだ した。

そこで、にわかにクロスロードにきまって しまった。したがって応募作の中には採用作 品はない。」(クロスロート53/9月号)

同誌はB5版でスタートし、53年 4月号から一回り小さいA5版となる。57年 4月号より再びB5版に戻っている。

今は第 3種認可となっているが、53/4月号から54/4月号までの1年間と、56/4月号から8月号までの5ヵ月間は第 3種無しで発行した。すなわち最初の昭和54年の取り消しは、発行者が「若い力」社から事務局に変更となったためであった。

2回目は昭和55年7月初旬、郵政省を対象 とした会計検査で第 3種郵便物認可の審査が 問題となり、サンプリング調査で「クロスロ ード」が実態調査の対象となった。その結果 第 3種の要件であるあまねく発売という項目 (発行部数80%以上が有料購読者であるこ と) に抵蝕しているとされた。11月27日、各 新聞およびNIK 等で 3種問題が大きく報道さ れた。『悲鳴あげる広報・同人誌』とか『切ら れてなるかミニ情報誌の抵抗』といった論調 であった。協力隊側に悪意はなかったこと、 予算上の理由等事情了解を得、あえて認可延 長願いもしなかった。それは、むしろ事務局 としてはこれを契機に、機関誌的性格から、 事業団法第2号(ハ)に記されている「海外 協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の 理解を増進する」啓発面の中心に「クロスロ ード」を置くこととし、外部編集委員会を設 置し、完全市販の3種になじむ態勢にするた め、甘受して次へのステップとしようとした ためであった。

③ 隊歌

昭和41年12月号の「若い力」誌上を通じて協力隊の隊歌の歌詩を公募し、「青年の情熱と技術をもって開発途上にある各国の国づくりに協力する協力隊の使命、意気を強く高らかにおう歌するもの」「形式は自由、ただし3番までとする」と呼び掛けた。発表されたのは、それから1年余り経てからである。

いわゆる第1 陣が2 年の任期を終えて帰国したのを契機に、昭和43年 3月27日、東京・大手町のサンケイ会館国際ホールで開かれた第1回の「帰国報告会・協力隊隊歌『若い力』の歌の発表会および映画『若い力』の上映」と、さらに42/3次隊64人の歓送とを兼ねた歓送迎会であった。山田哲(あきら)氏の「若い力の歌」が入選、佳作に「海の向うで花ひらく」(関根新太郎氏)に決定した(若い力43年2月号)。入選作に作詞家藤田まさと氏が補作し、古関裕而氏作曲、藤山一郎氏のレコード吹込みと豪華メンバーにより隊歌「若い力の歌」が誕生した。(歌は原掲載)

訓練中にもさまざまな歌が歌われた。任地 にあってもそれぞれの国で歌われた歌があった[ケニアの歌は「ケニア編」参照]。

45年1月号の「若い力」に要読者からの「ボランティア青春賛歌」が掲載されている。

< 岩者は行くよ>

- 1. 若者は行くよ 何かを求め 若者はたどる 果てしない旅へ たとえころび 傷つこうと いたわり助け合い
 - 一名 名 著者は行くよ
- 2. 岩者は行くよ 岩者の足で 岩者は信じる 人々の心 たとえいつか うらぎられて ひとりになろうとも 岩者は行くよ
- 3. 若者は行くよ。誰もうらまずに 若者は知ってる。真実の愛を たとえほほを一部らす涙 一すじ流れても 若者は行くよ

④ 映画

- 昭和42年 6月に完成した記録映画「若い 力」東南アジア篇。インド・アフリカ篇は文 部省推薦を受け第 6回日本産業映画奨励賞を 受賞した。制作は毎日映画社、監督岩下正美 氏であった。監督の弁がパンフレットにあ る。「とにかく暑かった。靴底を通して感じ る39度の酷暑の中での2ヵ月にわたる撮影の強 行軍は私には初めての体験であった。今回の 映画制作に当って日本青年海外協力隊事務局 から提示された最大の条件は、現地の協力隊 員を1人残らず画面に収めることであった。 この要求は映画制作者にとって、かなり問題 があった。実際にこの暑さの中でただひたす ら自己の任務と取り組んで現地の社会にとけ 込んで活躍を続けている隊員達の姿に接して 見ると、事務局の要望通り、どの隊員の活躍 も見逃す事は出来なくなり出発前の自分の頭 だけの考え方を大幅に修正せざるを得ない事 になった。隊員達はだれひとりとして自己の 任務の苦しさについて口にするものはなく、 ただ黙々とその本分を尽くしているだけだっ た。こうした隊員の態度に現地の人達が打た れない訳がない。彼等が知っている日本人は 銃剣にものを言わせたかっての集団であった が、当時の悪感情が日本青年海外協力隊隊員 達のわずかに1ヵ年間の行動によって全く一変 し、今や隊員は『友情の大使』と言われてい る。(略)」

また47年に製作した「730 日の青春」は第 9回日本映画コンクールで文部大臣賞を受賞 した。(制作インターナショナル映画社、監 督場内甲氏)

協力隊発足10周年記念の劇映画「アサンテ サーナ・わが愛しの久ンザニア」はタンザニ アを舞台に約1年数カ月をかけて制作され、 隊員活動の原点をドラマとして描いた。10年 を経た今日でもなお派遣前訓練中に上映され、協力隊の何たるかを感じとる教材として 利用されている。

制作を依頼された映画監督谷口千吉氏は、 「僕はアジアやアフリカの旅先で、この近く に日本人が住んでいると聞くと、好奇心から 必ず訪問してみた。会って見ると大抵まだ若 い青年男女でした。この人たちが皆協力隊員 だったのです。およそ率の悪い仕事に身を投 じて悔いない青年たちを主人公とした映画を とりたい、みんなに見てもらいたいと思い始 めたのです。」と語っている。

タンザニアのある協同農場で隊員として活動する主人公坂田、タンザニア人の同僚のジュマ、日本人ヒッピー梶を中心に隊員の活動と人々の心の葛藤、触れ合い、タンザニアの風土などが見事に映し出された。

映画は昭和50年10月から51年12月まで全国 462カ所で上映され、24万人を超える人たちに 深い感動を与えると共に、協力隊活動を広く 知らしめるのみならず、タンザニアという 国、そこに住む人々を紹介し、両国間の相互 理解促進に大きな効果を発揮した。

昭和55年にJICAで制作した「バングラデシュの大地に」も隊員を扱っているが(東京シネ・ビデオ制作)、文部省選定/毎日映画コンクール大賞/日本産業映画祭日本産業映画賞/キネマ句報第1位/教育映画祭優秀作品賞/東京都教育映画コンクール銀賞/優秀映画観賞会推薦/日本映画ペンクラブ第1位/の栄誉に輝いている。

その他募集専用の広報映画「若い力への 道」が昭和45年に制作された。その後の「も うひとつの青春」は昭和52年・レポーターに 女優の大竹しのぶさんを起用して制作され た。制作完了後の10月に50年度ブルーリボン 賞新人賞を受賞された。次の「協力の中の青春」が制作されたのが58年10月であるから (制作日本シネセル、レボーター中西由香力 さん)、実に6年間以上使用されていたこと になる。

「730 日の青春」は英語版も制作され在外 公館や駐在員事務所で上映した。協力隊紹介 映画の英語版「THE JOCY」は昭和59年 3月に 制作されている。これは協力隊が評価を受 け、日本の国際化と共に各国要人の来局も多 くなりそれに対応するためであった。。ちな みに「THE JOCY」は経団連の推薦を受けて、

昭和59年 9月17日ベルリンで開催された第 25回国際産業映画・ビデオ祭へも出品され た。

⑤ 取材協力

協力隊関係記事掲載紙が年間どれくらい あったかという統計は、昭和54年からであ る。協力隊発足の昭和40年には新聞紙上に多 数掲載されたが、その後16年間は月に数件と いった状況であった。1 年間の掲載紙が一冊 のスクラップブックにおさまる程度であり、 雑誌類で協力隊を扱ったものでは、市販の一 般誌よりも機関誌、社内報的なものが多かっ た。そんななかにも、協力隊に共鳴し、積 極的に応援してくれた報道人がいた。「日本 版平和部隊」を出版し、新聞紙上でも応援を いただいた、毎日新聞の前田利郎記者。社説 で応援していただき、隊員選考の委員にも なっていただいた、朝日新聞の丸山静夫論説 委員。現地取材や、アサンテ・サーナ上映推 進等で尽力いただいた中日新聞の渡辺敬夫編 集部長。サンケイ新聞の石川真記者他たくさ んの方々には格別なご協力をいただいた。

歴年ベースで新聞、雑誌等で協力隊を扱った記事は昭和54年622 件、55年548 件、56年483 件、であったが昭和57年度(統計がここから年度ベース)には 1,551件、58年度 2,0 20件、59年度 2,089件と急上昇した。毎日平均 6件報道されているという状況になった。

(2) **募集活動**

「協力隊員の募集は、関係官庁、都道府県、大学、青年団体その他関係団体の協力を得て行うこととし、高い知性と豊かな情操とたくましい意思を身につけた我が国の青年男女で、開発途上にある諸国の開発のために必要な技術と情熱を持つ者は、誰でも応募することが出来る」と「要綱」に述べられている。公募の原則は20年このかた変わっていないし、将来も変わることはないと思われる。

啓発の活動とは異なり、募集活動は、相手 国政府からの往文に見合う志願者を直接的に 集める活動である。

発足当初は募集活動といっても常時「願書受付」で、文書問い合せ、電話問い合せ、来 訪者には即応募相談として対応出来る状態で あった。また、協力隊の支援組織を利用して。 のロコミ、文書依頼が主たる募集の手段で あった。昭和44年になって要請数、派遣数の 増加もあり、1、2の日刊紙に募集広告を掲 載した。

協力隊の派遣職種は「米づくりからコン ピューターまで」と多岐にわたっており、59 年度に募集対象とした職種は約 130に及んで、 いる。

ぶその職種の多様性はまた協力隊事業の特徴

とも言えるが、要請職種よっては、途上国からいつも多くの要請が出てくるけれども、我が国と途上国との産業構造の相違等もあって、通常の一般的募集方法では、なかなか適格者が得られないことがある。得られる人だけを送っていると、本当に相手国が必要としている人を派遣出来ないことにもなりかねない。

昭和48年に新業務方式に移行する以前は、 3 大希少職種「竹工芸・木工・陶磁器」、あるいは養蚕、茶栽培、等についてはその産地へ職員が直接出張して適格者を探してきた。 「一本釣り」といわれていた。

新業務方式に移行し、支部・県・08会等の 支援体制が出来たこと、単的にも増大してき たこともあってその後は組織的に対応してい る。その結果、募集説明会の回数の飛躍的増 大、地方の隅々までのきめ組かい展開が可能 となり、応募者数増加に着実に結びついてい った。昭和55年秋募集で2,000 名の応募者突 破、58年秋に3,000 名代に入っている。

(資料編: 応募・選考状況参考)

過去の要請の動向と応募状況の分析をもと に、等集困難な職種の充足率を高めるため に、57年度より次の施策を展開し、集中的な 募集活動を行うことになった。

これを、協力隊の募集活動だけの20年として概観し、区分けするならば、「一本釣りの時期」、「マスコミ中心の一般広報の時期」、「地方展開の時期」、「職種別対策を強化した時期」に分類出来る。この職種別対策の概要は以下のとおりである。

① 農林水産部門

(A) 職種別検討会の開催

過去 7年間の職種別応募状況の分析を基に

常時多数の要請がありながら、応募者が少ないため充足率の低い約50職種の中から、農林水産部門の 8職種を厳選し、同分野の専門的技術と見識を有する専門家及び関連機関の有力者の知識と影響力を吸収し、募集対策の強化を計っている。

(出席者) 農林水産省農蚕園芸局普及教育課、農林水産省経済局国際部国際協力課/ (社) 全国農業改良普及協会/外務省経済協力局技術協力課

(主なテーマ)

在村農業青年への協力隊 理解の増進、地方 公共団体職員等(特に農業改良普及員)の協 力隊への現職参加体制確立

- (B) 農業関係団体への働きかけ
- a. 農林水産省・全国農業改良普及協会・全国 農村青少年教育振興会・農村更生協会・全国 農業青年クラブ連絡協議会等との協力の下、 各種行事に参加し、在村農業青年等への協力 隊事業に対する理解増進を図る。例えば、都 道府県農業改良主粉課長会議、全国農業者大 学校校長会議、農林水産省国立農業試験場企 画連絡室長会議、全国青年農業者会議、また 他の農業関係団体(全国農業組合中央会、日 本戦医師会など)への働きかけ。
- b. 地方組織(支部)への橋渡し
- c. 団体機関誌(紙)への協力隊記事掲載。
- d. 教育機関への働きかけ及び学内説明会の実施 7)大学一農学業・水産学部・獣医学部、 (1)農林水産省農業大学校、水産大学校、)別県 農業大学校、エ)高校一全国農業高等学校校長 協会、全国高等学校校長協会水産部会

② 工業部門

青年の協力隊への理解が実際の参加に結び 付くためには、志願者が休職等で協力隊参加 が可能となるよう、現職参加体制を確立する ことが適材の確保に不可欠の前提条件である ので、上記職種別広報活動の徹底と表裏一体 で応募環境の改善策を実施している。

(A) 経済団体等との懇談会の開催

(出席者)日本経営者団体連盟/経済団体連合会/経済同友会/日本商工会議所/日本青年会議所/日本経済青年協議会/日本産業訓練協会/現職参加制度が確立している企業(主なテーマ)

関係団体との対応状況、働きかけのルート 及び方法、企業からの現職参加体制の確立に 関する今後の方策

(B) 関係団体への働きかけ

現職参加体制の促進を進めている。(現職 参加体制の強化参照)

2. 選考

(1) 応募資格。

応募資格、隊員の選考基準は、どうであったろうか。「要綱」には、選考は「おおむね次の基準により、相手国の要望とにらみ合わせて行う」として、次の5点を挙げている。

- ① 満20歳以上の日本人青年男女であること。
- ② 協力隊の趣旨に賛同し、任務に耐え得る 強い意思と頑健な身体を有する者。
- ③ 学歴は特に問わないが、短大卒程度以上 の学力と教養を身につけ、かつ任務遂行に必 要な、語学能力を有する者、もしくは一定期 間の語学研修により、所要の語学を修得し得 る能力が認められる者。
- 別記活動分野の項に掲げる各種技術を有する者か、あるいは教育、訓練によってこれ

らの技術を修得し得る者。

⑤ 現地の社会環境に適応し、かつ相手国民 と融合できる特性を有する者。

ひととおり年令、学歴、技術、語学、性格 等にわたって、応募資格即選考基準として掲 げられている。

(2) 初期の選考試験

① 登録制

発足当初は、協力隊事業の啓発活動が即募 集活動で、事務局開設と同時に募集が開始され、応募願書は「2年登録」制で、第一次選 考は「書類選考」となっていた。

この「登録制」というのは、行きたい人は 何時でも所定の願書を提出出来、提出された 願書は、「稲作」とか「自動車整備」とか分類 されて登録される。書類選考の段階になる と、例えば稲作の派遣要請があれば、稲作で 登録している人たちに、こういう内容ですが 今回選考対象としてよろしいか、と受験の意 志を確認する。仕事の都合で行けないという ような人は、除外して次回対象とする。 2年 後に継続の意志があれば、そのまま継続する というものである。

② 初回の選考試験の状況

第1次隊の派遣対象国は幼国に決定し、昭和40年度派遣人員50名に対し、16職種31名の選考に入る。昭和40年第1隊の第一次書類選考は選考は9月9日・10日に実施され、応募者463名から50名を選出した。9月24日第二次試験を中央研修センターで実施し、34名の第1 陣派遣隊員候補生を決定した。「若い力」誌(\$40/12月発行)が記すところによると、「選歩手具会によるなままなのではない。」

「選考委員会による筆記と而接の試験が行われた」が「筆記試験は甲乙つけ難い者も多

く」「面接では心理テスト、集団による一般面接、個別による技術面接という関門を設けるほどの厳格さだった」「それでも日本語教師の女性5名は甲乙つけ難いという優秀な成 徴であり、結論が出ないので、日をあらためて再び面接したが、ついに 5名を採用。採用計画2名に対して5名を採り、3名は2次計画要員とする含みでパスさせたとのことである」

「要綱」を受けて「日本青年海外協力隊実施要領」が作られていた。それによると選考は、

「選考方法

4. 選考は次の方法により行う。

第一次選者(2015年12日)。

海外協力隊事務局において書類審査を行 う。

,第二次選考

選考委員会により学科試験(常識、技術、 語学)、而接試験、身体検査を行う。

D.第二次選考を経た者に対しては、事前研修 を行うがその結果隊員として不適当と認めら れた場合は派遣しないこととする。」

1日で筆記試験と、面接と、身体検査をやろうというものである。その筆記試験も、「心理テスト」(1||30')、「英語」(50')、「常識問題」(30')、「作文」(40')、と盛りたくさんであった。ただし、「常識問題」だけは初回限りで打ち切りとなった。これだけを午前中に終わらせ、午後は身体検査と面接であった。面接は、「一般面接」と、「技術面接」の2種類である。

③ 選考委員会

「要領」では選考委員会を次のように規定 している。 『海外協力隊員選考委員会』

イ、官民関係者よりなる海外協力隊員選考委員 会を設ける。

ロ.選考委員会は、常任委員および専門委員を もって構成する。

n.専門委員は選考において技術面を担当する こととし、各プロジェクト毎に委嘱する」

その結果次の常任委員が各界代表として推 腹された。

橋弘作氏・日本機会工業連合会副会長/川 野辺静氏・東京女子医科大学教授のち、参議 院議員/丸山静雄氏・朝日新聞論説委員/矢 口新氏・日本生産性本部参与/内山喜久雄氏 ・東京教育大学教授/篠浦公夫協力隊事務局 長/

また、専門委員は各関係省庁の技官をはじめ、専門業界からの推薦により構成された。 1回の選考試験で最近では130 職種にも及ぶ 関係から専門委員も100 人以上となる。10回 以上の選考委員を委嘱している方々は次の通 りである。

主な専門委員

(養鶏) 経徳禮文:農林水産省大臣官房技術 調整室長/(果樹) 秋浜友也:農林水産省果 樹試驗場育種第一研究室長/(農業機械)下 田博之:東京農工大助教授/(家畜飼育) 极 橋勅:日本草地協会調查部長/(飲医師) 松 山茂:農林水産省畜産局衛生課課長補佐/ (食品加工) 三島進:日本伯詰協会常務理事 /(養殖) 加福竹一郎:海外漁業協力財団事 門家/(野菜) 太田成美:農林水産省食品流 通局野菜提興課/(土壌肥料) 宇野要次: (別) 日本土壌協会土壌部長/(測量) 布施 進;(株) 八州相談役/(建築) 森井清; (社) 全国建設業協会業務部長(土木設計)

坂本健次: 鹿島建設 (株) 土木設計本部部長 /(造園) 北村信正:東洋造園土木K.K.取締 役会長/(配管)阿部森雄:安田工業専門学 校建築設備工学科科長/(陶磁器)小沢卯三 郎:瀬戸窯業高校講師/(竹工芸)岡田治 三:日本竹工芸株式会社代表取締役/(溶 接)三上博:(財)日本溶接技術センター会 長/(印刷)木鳥直蔵:東京写真製版工業組 台技術顧問/(冷凍機器)小柳礼之助:富士 工機製作所願問/(電気機器) 堀江博: 職業 訓練大学校助教授/(電子機器)向井政昭: NHK中央研修所技術研修部教授/(建設機 械) 山埼英男: (株) 小松製作所サービス部 主查/(船舶機関)横村武宣:日本原子力船 研究開発事業団研究開発室長/(自動車整 備) 川上修二:日本自動車整備振興会連合 会教育部長/(婦人子供服)大村愛子:大村 洋裁研究所/(視聴覚機器)山野井宏: (財)AVCC部長/(臨床検査技師)赤尾 信吉:防衛医大助教授/(助産婦) 山崎ト ョ:日本赤十字中央女子短期大学講師/(保 健婦) 岩永牟得:東京都特別区職員研修所/ (薬剤師) 真田幸良:日本赤十字社医療セン ター薬剤部部長/ (看護婦) 森まさ子: 日本 赤十字中央女子短大教務部部長/(歯科医 面) 塩沢公夫日本赤十字医療センター歯科部 長/(美術)新川昭一:文部省初等中等教育 局視学官/(陸上競技)入野進:日本体育大 学教授/(体操競技)門脇春男: (財)日本 体操協会常務理事/(水泳)梅田利兵衛:日 本女子体育大学/(卓球) 木村興治:日本卓 球協会常任理事/ (バレーボール) 吉村恒 男:都立工業高等専門学校/(柔道)安部一 郎:講道館国際部主事・醍醐飯郎:警察大学 校教授/(音楽)伊波久雄:文部省初中局中

学高等学校教育課教科調査官/(体育) 関四郎:東京学芸大学教育学部教授(職位は委嘱当時/必ずしも現在の委員ではない)

「一般而接」は 2回目より「個人而接」と「集団面接」の 2種類となった。「集団面接」 というのは、あるテーマが与えられ、受験者 同志で討論するのを、常任委員が脇で傍聴 し、その人物を採点する方法である。

受験人数が少ないうちは何とかこなせた が、80人近くなってくると、個人面接は午後 からだだけで全員との面接なので大変であっ た。昭和43年2次隊からは2日間わたって実施 している。ちなみに 3次隊は11/1日に一次選 考で二次は11/11、11/12の 2日間で実施して いる。11/27,12/17 日も一次選考をやり、そ れぞれの二次選考を12/13,12/23 日にやって いた。これは、上回目の選考をやり適格者が いなかったり、緊急の追加要請があったりす ると、追加選考、再追加選考が実施されたか らである。願書が登録されているからこうし たことも可能だった。3次隊だけで2次選考 受験者が126 名、合格者が68名、訓練入所者 が64名であった。わずか 4名の辞退というの は、登録者に予め意志確認して書類選考して いる結果で大変効率的であった。

④ 沖縄選考

沖縄が返還されたのは昭和46年で、それまでは、旅券と同じような琉球政府発行か総理府発行の「身分証明書」がなければ本土とは往来できなかった。協力隊参加の道は閉ざされていた。昭和42年早々からはじめた「沖縄青年」の協力隊参加の接渉は外務省北米局、アメリカ大使館、総理府南方連絡事務所、琉球政府へと働きかけ一年がかりで各機関の承認を得た。琉球政府総務局渉外広報部渉外課

が窓口となり、選考は沖縄で実施され、瑞慶覧長仁氏・(社)沖縄産業開発青年協会理事長/中山興真氏、琉球政府文教局長/大島修氏・琉球政府総務局渉外広報部長が常任委員として委嘱された。第1回は昭和43年4月に実施され、事務局よりの出張選考となった。昭和43年1次隊にラオス2名、インド1名の隊員の参加が実現した。

(3) 選考システムの改革

① 登録制の廃止

願書の2年間登録制は昭和50年の春募集まで続いた。しかしながら、登録者も意思、職業、住居等の変動があり、2年目の登録者1,000名強に意思確認をし、受験する意思有りはわずかに2割程度にまでダウンする。それら登録制の実情、功罪を洗い直し見直しして、討議を加え、昭和50年秋募集から「登録制」を廃止し、毎回出願のシステムとした。すなわち、従来実施されて来た年3回の募集を昭和49年度に年2回春と秋の集中募集とし、募集も中央募集と併せ都道府県ごとの地域別募集が行われ、職種別募集が強化された。

② 選考システムの変更

さて選考は、昭和48年度から全都道府県でいっせいに論文、英語、技術の雑記試験(一次試験)を行い、その合格者を東京に集めて個人而接、技術而接等の面接試験(二次試験)を行うというシステムに改められた。第1回目の全国いっせいの第一次選考試験は48年7月15日に全国47都道府県で実施、引き続き第二次選考が行われ、9月4日合格者が発表されている。

地方選考のねらいは、まず、従来第一次選

考試験として行っていた背類選考を筆記試験 に切り換え、あくまでも予想による判定(技 術能力、語学、人物など)、という不備な点を 是正して選考の合理化を図り、筆記試験を全 国都道府県で実施することにあった。更にこれを契機に、協力隊事業の広範な国民的支援 体制の確立を推進することにあった。

第一次選考試験は、従来の書類選考の代わりに、第二次選考で行っていた筆記試験(英語、論文)に技術の筆記試験を加えて実施した。筆記試験を行うことにより、技術レベル、語学力、ものの考え方、性格の傾向がある程度把握され、それに加えて相手国の求める必要条件(人物、年令、学歴、実務経験年数、資格免許)を考慮出来るなどによって、より適正な選考が可能になると同時に、次のような諸点の効果が期待出来た。

- (A) 選考の結果一定の基準に達しえなかった 者に対して事後の指導を行うことによって、 志願者の質的向上を図ることが出来る。
- (B) 志願者の全体的な水準を把握することに より、将来の派遣計画の見通しが出来る。
- (C) 試験結果は第二次選考の面接試験のデータとなり、第二次選考の適正化を促進する。 論文は集団・個人面接のデータとし、技術筆 記試験は、技術面接のデータとし、英語筆記 試験は、英語の聴取力・会話試験のデータと した。
- (D) 従来、第二次選考時に維記試験を行っていたため、面接試験にあてる時間が限られていたが、第一次選考で筆記試験を実施することにより、各面接試験の審査時間に余裕が出来、厳密な選考が出来ることなどが期待された。

こうした新しい選考システムの実施には、

協力隊の弱点である語学の成績が振わず問題が難かしいなどの意見もみられたが、参加隊員の選択が「厳しい一つの選択」であれば、受験者に対し、それなりの心構えと技術、語学の勉強などの諸準備をするなどの努力を求めるという方針を採った。こうした厳選主義の結果、派遣隊員数の減少となって表れ、この傾向が 2~ 3年続くことになる。

この選考システムを補強する措置として、 有資格制度を設け、将来派遣要請が見込まれ る職種で、優れた人材を合格扱いとして1年 間保有したり、技術顧問団を設け、選考技法 の開発、隊員報告書のチェックと現地隊員の 技術的問題に対応することなどが実施され た。更に、隊員の募集・選考・訓練の実施の 基軸となる「協力隊派遣受け入れ調査表」を 改正し事前調査の徹底による、より正確な情 報を確保することとした。

3、派遣前訓練

(1) 初期の訓練

「要領」には「事前研修」として一項を設けつぎのように規定している。

- ① 事前研修は、選抜された候補者につき、 国別、プロジェクト毎のグループに分けて行
- ② 研修期間は3ヵ月とし、一般オリエンテイションは2ヵ月、技術研修は1ヵ月とする。また、語学は全期間を通じ行う。
- ③ 研修の内容は次のとおりとする。
 - (A) 一般オリエンテイション
 - (B) 相手国の一般事情(風俗、習慣、文化、 社会、歴史、政治、経済)
 - (C) 我が国の政治、経済、文化、産業、技術

協力の現状

- (D) 応急看護訓練、保健衛生
- (E) 語学

現地語および英語を主体とする

(的) 技術

現地に即応した技術の研修を行う。

- (G) 体育訓練
- ④ 一般オリエンテイションおよび語学に関する研修は事業団が行うが、技術に関する研修および体育訓練は各々の分野に応じ、部外の適当な会社、工場、職業訓練所、団体等に依頼し、または事業団の国際研修会館において行う。

この実施要領に基づいてカリキュラムが策定され、第1次隊訓練は40年10月11日から12月10日までの2ヵ月間行った。我が国では従来、このような訓練の例はなく、海外で技術技能を活かし奉仕活動を行うという新しい試みとして挑戦する協力隊が、はじめて組織的、系統的に行うわけで文字どおり暗中摸索の状態であった。1次隊の鬼地語はカンボディア、ラオス語で残りは英・仏語であった。技術研修も当初のカリキュラムには入っていなかったが、1週間程度実施された。

昭和40年から42年度までは「横浜移住センター」において実施したが、43年 3月事務局及び訓練所の施設が渋谷区広尾に完成し、全面移転した。以来昭和47年度まで同施設で上記の要領による訓練が実施された。

(2) 派遣前訓練の充実

昭和48年度の新業務方式の実施によって、 従来の派遣前訓練期間-12週間(約3ヵ月間) 年 3回訓練実施が、16週間(約4ヵ月)と1ヵ月 延長、年 4回訓練実施に改められ、訓練の前 期 8週間を広尾訓練所で座学中心に行い、後半を新設した代々木訓練所(代々木オリンピック記念青少年センターの施設借りあげによって実施した)で専ら語学の集中訓練となった。これによって隊員の派遣も、年4回(第1次隊、前期/後期、第2次隊、前期/後期)となり、年2回募集との連動が確立した。

この新しい訓練方式の第一のねらいは、従

来、協力隊員の泣きどとろとされた外国語を 出来るだけ克服すること、そのために外国人 講師と語学教育専門家による語学訓練の在り 方に関する研究、検討が重ねられ、隊員の現 地活動の実態を考慮し可能な限り現地語を指 導する。講節は、思考言語を母国語とする人 材を選ぶ。訓練所内での日本語の使用禁止、 8週間の間に正規の語学授業 200時間、その 他語学自習時間を入れ 310時間の集中訓練内 容となり、訓練期間延長の1ヵ月間のほとんど はこれに充てられた。先の厳しい選考の結果 とこの訓練実施によって隊員の語学力は大き く伸びることになった。そこには日本の常識 に対する挑戦があった。「言葉よりも心であ るとか、言葉は通じなくても心は通ずるとい **うことは一面の真型であるが、このような考** え方の奥底には、往々にして、苦手の言語修 得を避けて通ろうとする安易な気持ちが潜ん でいると思うのであり、大和魂を強調するあ まり装備を軽視した往年の竹槍主義の現代版 という感じがするのである。異民族、異言語 の世界に飛び込もうとするにしては言葉の修 得努力が不足していたということは反省しな

第二のねらいは、隊員の学問的武装に置か れた、協力隊員は、実践部隊であるが、協力

くてはならない。」(48/12[経済と外交])

成果を挙げていく上で、現地の文化の生活リズムを理解し、現地にあさわしい協力手法を 開発しなければならない。学問と実践との接 点を超えるための力を蓄える。こうして、開 発講座の開設、事例研究技法の開発などが採 用された。一貫して、いい人材を選び、これ を磨く、現地の協力成果を挙げ、その過程で 隊員自からの人間成長をはかるということが 基本的な考え方となっている。

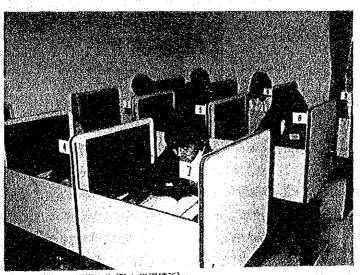
こうして派遣前訓練の手法研究をすすめる一方、長野県の駒ケ根市に新しい訓練所の建設が進められ、昭和54年 4月、青年海外協力隊駒ケ根訓練所が開設され、広尾訓練約15月、駒ケ根訓練約35月となった。広尾訓練所は、大部屋による生活訓練が実施されたが、駒ケ根訓練所は、個室合宿方式が採用され、言語の集中的修得と集団の中での自立を目指した。

(3) 第三国研修

語学力強化は任国における要望でもあり、 国内訓練終了後とくに「仏語」「スペイン語」 においては赴任途次の第三国における「語学 研修」を開始した。

「スペイン語」は昭和48年に研修所調査を 実施し、49/1次後期コスタリカ・エルサルバ ドル派遣の16名の隊員がグアテマラで訓練を 受けた。以降1980(S55) 年まで実施し、1981 (S56) 年10月政情不安により中断した。1983 (S58) 年にメキシコを調査し、1984(S59) 年 8月よりメキシコ、クエルナバカ市にある 「言語文化研修所」において、 6週間訓練 し、その後任地に封任することになった。

また「仏語」はフランスのビッシイ市にある「視聴覚語学センター」(通称CAVLAM) において、57/1次隊のモロッコ、テュニジア の13名(57年 7月)より4週間の語学訓練を 開始し、59/1次隊から6週間になった。



ラボたゆっての経学研修(動ケ根訓練所)

第3節 協力隊事業に対する国内の支援

1. 経緯

発足当初の経緯で述べたとおり、国民的支援をどの案も強調し、「要綱」においても「協力員の募集は、関係官庁、都道府県、大学、青年団体その他関係団体の協力を得て行うこととし」とあり、「要領」においても、選考、帰国後の措置、広報活動、日本青年海外協力隊協議会等の項目で業界、団体との協力をうたっている。

発足時には、民間青年団体、大学等が深く 係わり、発足後それら団体を吸収した形で、 「日本青年海外協力隊協議会」、が発足、後に 「アサンテ・サーナ上映推進委員会」を経 て、「協力隊を育てる会」に引き継がれてい る。

地方行政の支援も幾多の変遷を経て、今で は県の固有業務とすることが検討されてい る。

2. 各团体

(1) 省庁、地方公共団体

① 地方公共団体

「要綱」は「隊員の募集は、関係省庁、都道府県、大学、青少年団体その他関係団体の協力を得て…」と記されている。公募と言い、いくら東京で叫んでいても地方まで没透しない。例え地方へ職員が飛んでいったとしても所詮よそ者である。もしそこに東庁の職

員や名前だけでもあれば、その信頼度は全く 並う。広報啓発、募集、自治体出身者の身分 保障などどれを採ってみても地方自治体の協 力が必要であった。協力隊業務を国民運動と するため地方行政の支援なしには不可能であ ると言える。

昭和42年 1月末、自治省の協力を得て、各 都道府県に対し、協力依頼の文書を発信し た。

「…このような内外の強い関心と期待にこた え、本事業を一層効率的に実施してゆくた め、貴県と当事務局との関係を今後さらに緊 密にし、より一層のご協力を得て参りたいと 思います。本事業につきまして、随時ご連絡 申し上げたいと思いますので、ご多用中恐縮 でありますが、貴県の主たる関係部課名をお 知らせいただければ幸甚に存じます。…」(4 2/1/31付海技協(協)第4-241号事務局長か ら各県総務部長宛)

いわゆる「協力隊窓口」開設依頼であった。 昭和42年3月末までに14県からの回答があった。電話でお願いし、出張をし、協力隊の意義を説明し、昭和43年5月末34県が回答。7月19日に至り45都道府県で主管部課が決定、その後未決定県については昭和44年8月までに文書回答があり、沖縄を含む全ての都道府県の主管部課が決定した。関心の度合いや協力の程度に差はみられたが、特別に窓口を指りなしてもらっただけで大変有り難いことで あった。

昭和43年 7月19日、協力隊事務局講堂において、都道府県担当者連絡会議が開催され、 37都道府県が参加した。

その当時、各県では大別して次の二つの潮 流があった。

(A) 移住事業との関連

昭和27年再期された海外移住は上昇の一途をたどり、昭和35年には年間 8,400名にも及んだが、我が国の高度成長もあって、昭和42年には 800名と激減した。沖縄を含む47県の協力隊主管部課のうち、移住の主管部課と同一なのは約半数の20県だった。

昭和37年12月の海外移住審議会の答申書でも、移住は基本的には他の経済協力、技術協力政策等と並列協調の関係にある、とされ、地域住民への啓発活動にあたって協力隊も「海外協力」という面から一括して取り上げられる可能性があった。

昭和42年11月の都道府県移住担当者会議の 席上協力隊の説明も行い、その後毎年のよう に協力隊の質問が出されるようになる。ま た、43年度よりは市町村移住担当者会議で協 力隊紹介映画「若い力」を上映したり講師派 遺がなされた。

(B) 社会教育、青少年活動との関係

昭和39年の東京オリンピック開催を契機 に、青少年活動での「国際交流」が大きな比 重を占めるようになった。すなわち、昭和34 年から開始されていた皇太子殿下御成婚記念 「海外青年派遣事業」に加えて、昭和42年度 から「青年の船」事業が開始された。

こうした背景のもとで、昭和40年に協力隊 事業が発足。準備段階でも青少年活動との関 事が強く主張されていたので、当然密接なつ ながりの上にスタートした。つまり、従来の 海外派遣とは、その性格、内容、期間を異に し、単に親善視察を越えて、具体的な奉仕活 動を行う協力隊の斬新性、それに参加した隊 員の帰国後の活動への期待、そうした観点か ら協力隊が取り上げられた。

「窓口」は出来ても、何の裏付けもない状況に変わりはなく、実際実務に当たる県の担当者のご苦労は大変だった。協力隊を愛すればこそ、日曜日も夜も駅け巡る。しかし、予算もなく、予算書に一行も載っていない、つまり「業務」として認知されていない、「余計な仕事」をし過ぎると、県議会から怒られると言った具合だった。その方々のご努力と支援が、今日の協力隊を築いた大きな要因の一つとなっており、あえて不備ながら県担当者一覧表を掲載することによって、感謝を表したい(資料編参照)。

どんな点が問題となるのか、昭和47年 3月 の都道府県主管部課担当者連絡会議の質疑か ら抜粋してみる。

(外務省所見)

a.協力隊の位置付けについて

7)協力隊派遣事業については「技術協力である」と定義付けでいる。なお、地方自治体においては、それを教育活動の一環として取り扱う等については、「いっこうかまわない」としている。

イ)協力隊事務局は「要綱」に基づきその業務 を行っているが、地方自治体に対しては、団 法20条(3)(付帯する業務を行う)により、諸 般の業務を依頼していると理解する。

なお、地方自治体に対しては、昭和44年3 月14日付外務次官書簡(知事宛)をもって協 力依頼していると理解している。 b 予算について

昭和47年度予算において「各種協力団体謝金」として4,929 千円が計上されている。補助金としての支出については大蔵省はきわめて難しく、分掌補助金により措置すべきとしている。

(質疑応答)

S県:慎重すぎて明快でない。外務省はJOCV に対し前向きでないのではないか。

政府事業であるとしているが、本事業と地 方公共団体との位置づけが、予算の裏付けと 併せて必要だ。

外務省:現在の枠の中ではこうならざるを得ない。これで良いとは外務省も思わない。謝金でも5年来要求し続けでやっと認められた。

下県:県に協力隊関連事務を何故させるのか。地方自治体は良いものなら何でもやらなければならないのか。割り込んでくるのなら、割り込むだけの理由付けを明確に。移住は公共事業であるとの自治省の了解が取り付けられたが、本事業も業務委託に係わる根拠が欲しい。

S県:都道府県の位置付けを明確に。県が本 来やるべき業務なのかどうか県財政当局に説 明するのに苦慮している。政府事業であると いうことに反発する。自治省に固有事務とい うことで折衡出来ないか。

質問する側も答える側も、与えられている 条件下で工夫し、苦悶した。

しかし協力隊事務局はなおも前進を試み た。

国民的基盤は、地方に拠点を求めずしては 不可能だ。しかし、「海外事業」に関連して地 方に拠点を求めるのは難しく、往々にして一 方通行的な、形式的な知識普及事業、広報誌発行と講演会にとどまり勝ちである。そうした拠点は比較的容易だ。協力隊事業の中で地方拠点というのは、いかに事業が「地方に定着し得るか」と言うことであり、例えばa.第1次試験(地方選考)の実施/b.派遣前身分措置に関する支援/c.応募相談。といったような業務が実施されて初めて定着したと言える、とした。

それには、地方行政機関を中心に、その下 に活動する数種類の人間群を配した、有機物 分子の亀の甲構成に似たものを想定する。人 間群の第1は地方の有力者であって、主とし て精神的支援を期待する。一般有力者のほ か、教育界、青年運動などの指導者、マスコ まなどがこれに該当する。第 2は、少なから ず時間と労力を提供して、応募相談などの実 際業務を引き受けてくれる有志であって、帰 国隊員が最も期待可能なソースである。 移住 事業団の地方組織が活用可能となれば、それ は当面最大の戦力となろう、としたのであ る。

この構図に従い、昭和48年7月15日全国都 道府県において第一次隊員選考試験が実施されたのである。

同じ年の昭和48年末の国際協力事業団設立の動きは、地力行政との関係を明文化する絶好の機会であった(第一章 3節3.国際協力事業団の設立参照)。その結果次のような形で法文化された。

第40条 事業団は、第21条第1 項第1 号、第 2 号(協力隊業務:筆者注)及び第 4号に掲 げる業務の運営については、地方公共団体と 密接に連絡するものとする。

2 地方公共団体は、事業団に対し、前項に

規定する業務の運営について協力するよう努 めるものとする。

外務省は昭和50年の外務省主催主管課長会 譲で、都道府県における協力隊事業の位置づ けを次のように述べている。

「法律上からみた事業の本旨からも、国と同様に県が支援者の立場に立ち、県の青年関係業務や国際交流業務と密接に関連して進められてゆくことが望ましい」「協力隊事業にかかる地方公共団体と国際協力事業団との間の連絡・協力に関する事業団法の条項(第40条)は、主役である青年の海外協力活動を国も支援し、県も支援する、という前提で理解し活用して頂きたいと考える。」

もちろん、法文化されれば全て良しという わけではない。その根拠を基に自治省との話 し合いが進められている。

次の段階は市町村行政対策となる。昭和59 年現在全国市町村 (東京都特別区を含む) 3.278の内、協力隊員出身市町村が938市町村 に達しており、市町村自治体の協力隊事業認 総は熟してきたと見られる。

都道府県協力隊事業主管課

北施道 総務部知事室国際交流課推進係

青 森 総務部文書課外事移住班

岩 手 企画調整部青少年婦人課

宮 城 総務部総務課外事係

秋 田 企画調整部企画調整課国際交流担当

山 形 企画調整部調整課

福。島。生活福祉部県民生活課外事係

栃 木 農務部農業経済課開拓指導係

群。馬。県民生活部消費生活課外事係。

埼二玉 総務部旅券外事課国際交流係

千 葉 社会部青少年婦人課育成班

東 京 生活文化局婦人青少年部企画課

神奈川 涉外部国際交流課交流班

新 褐 総務部県民広報課外事係

富 山 総務部総務課外事係

石 川 総務部総務課外事係

福 井 企画開発部青少年婦人課育成係

山 梨 総務部私学·国際課国際交流担当

長 野 社会部骨少年家庭課青少年係

妓 阜 総務部青少年婦人課企画調整担当

静 岡 労働部後継者養成課海外交流係

愛 知 国際課

三 重 企画調整部広報外事課涉外係

遊 質 教育委員会事務局文化部青少年

社会教育課

京 都 福祉部青少年婦人課青少年企画係

大 阪 商工部国際交流課企画係

兵 庫 知事公室外務課施外協力係

奈 良 総務部青少年課企画調整係

和歌山 民生部青少年婦人課青年班

鳥 取 総務部青少年婦人課

島 根 総務部総務課学事渉外係

岡 山 地域振興部県民生活課国際交流班

広 鳥 総務部秘書広報課国際交流室

山 口 企画部婦人青少年課青少年係

徳 島 総務部総務課外事係

香一川 農林部農牧課

蹙 媛 地方振興部総務渉外課港外係

高 知 福祉生活部児童青少年課

青少年対策班

福 岡 企画開発部国際交流課企画交流係

佐 賀 福祉生活部青少年婦人課育成指導係

長 崎 総務部総務学事課国際交流班

能 本 総務部国際交流室

大 分 福祉生活部県民生活課外務旅券係

宮 崎 総務部総務課外務係

鹿児島 総務部広報課涉外係 沖 和 総務部知事公室国際交流課移住係

② 各省懇談会

事業実施にあたっては、所管である外務省をはじめ、各省庁の多大な協力を得ている。即ち、各省職員の協力参加の身分措置、選考試験の際の技術専門委員推薦、派遣前訓練における技術訓練の委託、「地方公共団体」への依頼、各種業界団体への働きかけなど、多方面にわたって深い関係を持つことになる。そうした業務上の関係も有り、協力を得る必要が有るところから、各省庁懇談会が設けられた。この懇談会は昭和40年4月には発足しているが、2~3年を経て各省との直接交渉が多くなり、自然消滅の形をとった。しかし、「懇談会」として一同に会することはなくなったものの、各省庁との直接の関係は近年ますます増大しており、多方面にわたっている。

各省級談会主管課

外務省経済協力局技術協力課/大藏省主計局主計課/農林省農林経済局国際協力課/建設省計區局建設振興課/通産省貿易振興局技術協力課/運輸省大臣官房政策課/労働省大臣官房国際労働課/総理府青少年局/郵政省大臣官房電機通信監理官室/自治省大臣官房

(2) 民間団体

① 協力隊を育てる会

協力隊紹介映画「若い力」は昭和43年に全国松竹直営館で封切られた。「アサンテ・サーナ」が完成したときには、そうした方法ではなく、ひとつの協力隊を支える<運動>として全国での自主上映を試みた。昭和50年9

月「アサンテ・サーナ」上映中央推進委員会 が学誠司委員長で発足、全国津々補々で協力 隊のB会や民間の支援者、青年団体の手で上映 され、最終的には51年12月までの1 年余で24 万人が観賞するまでに盛り上がった。

この各方面のチームワークを民間の協力隊 支援団体として恒久化するために「協力隊を 育てる会」が発足した。その設立趣意書を以 下に引用する。

「連帯を求める世界の中にあって、日本の 明日を支える時代精神は、どうゆう気風のも のたるべきであろうか。

多くの日本人の視野外に在って、それ自体 はケン粒のように小さい存在であり、それぞ れがまだこれから成長して行かなくてはなら ない現状ではあるが、海外ボランティア活動 として展開されている青年海外協力隊の活動 は冒頭の根源的な問いに一つの無言の答を示 している。

協力隊を理解し育てて行くことと、この歴 史的な課題に取り組んで行くことは表裏一体 であり、それはまた人類文明の明日を考える こととも合致して離れるところがない。

われわれはアジア・アフリカなどの民衆に ギリギリの距離まで迫って生きている隊員た ちの活動の中身を充実させ、彼らがその地の 人と自然から感受するものをより深くより豊 かなものにして行きたいと願い、その実現の ための有為の青年の参加気運を助長したいと 考えている。

しかし、そのためには日本社会が協力隊を 理解し、資質ある者を育て参加しない人々 が、参加する者を声援する態勢を整えなくて はならないのであって、その見地からわれわ れは「協力隊を育てる会」を国民的基盤の上 に構築し、青年による海外協力活動の促進に 寄与するため力強い国民運動を展開するもの である。」

事業としては、

- (A) 協力隊及び隊員の活動に関する知識を普 及し、国民各層の理解を深目めること
- (B) 青年層の協力隊参加意識を昂揚すること
- (C) 協力隊参加に当たっての社会的諸障害の 除去を図ること。
- (D) 隊員への精神的支援を行うこと
- (E) 隊員帰国後の本邦社会復帰と成長持続の ための適切な支援を行うこと
- (P) その他本会の目的を達成するために必要 な事業を行うこと

昭和51年 4月15日正式に外務省許可の計団 法人として発足し、10人の役員の登記された。 6月の総会では13人、昭和60年 3月末では30 人の役員となっている。

中心となるものは、とくに雇用者の理解を 深めて志望者の協力隊参加を容易にするとい う、具体的な世話活動にほかならない。

一もうひとつ、昭和66年 4月より月刊誌「ク ロスロード」が有料販売態勢になり、「育て る会」が発行者となった。拡販の努力を続 け、昭和60年 3月末の発行部数は約 1万部と

「その他に、「ネパールの子供に鉄棒を送る」 迎動が、協力隊OB会、協力隊を育てる会、 中青油をはじめ育成国民会議などによってす すめられた。

(社) 協力隊を育てる会役員(60/3/31 現在) 会長:茅誠司・青少年育成国民会議名眷会長 副会長:中山累平 自本與業銀行特別顧問/ 中根千枝・東京大学教授。

常任理事:秋山忠正、関東獺線株式会社会長/

小倉一春・国際看護交流協会常務理事/嶋田清 隆・日本青年館業務部長/祐成善次・日本青年 奉仕協会常務理事/鳥羽欽一郎・早稲田大学教 投:

理事: 坂本登 · 日本青年団協議会事務局長/加 藤富子・松阪大学教授/小久保茂昭・(財) 日 本郵便友の会協会指導課長/斎藤斗志二・ (社) 日本青年会議所会頭/斎藤総衛・日本YM CA同盟総主事/桜井泰・経済団体連合会経済協 力部長/末次一郎・ (財) 青青協会理事長/ 千宗室 、 裏千家家元 / 中村泰三 , 国際協力事 業団理事 / 西崎哲郎・共同通信社国際局長 / . 数原孝憲,青年海外協力隊事務局長/伴正一, 弁護士/吹浦忠正・育青協会事務局長/保阪務 · 青年海外協力隊 O B 会会長/三浦朱門, 作家 /水野富士男·海外子女教育振興財団常務理事 /山野幸吉・地方自治協会理事長/尾上浩彦・ 東海汽船(株)代表取締役会長/永田敬生・日 立造船(株)代表取締役。

監事:今村文雄、日本経済青年協議会専務理事 /滝沢荘二・公認会計士。

顧問・森元治郎・国際協力事業団顧問

会員は団体会員/法人会員/個人会員と別 れ、60年3月末では法人会員68/団体会員27/ 個人会員361 となっている。

育てる会会員(法人:団体)(60/3/31現在) 法人: メテイカルフレンド 社/裏千家家元/国際開発シン -t/ /日本與業銀行/ (株) 東京銀行/ (株) 住友電気工業/(株)三井銀行/(株)神戸製 钢所/共和広告(株)/日本鉱業(株)/ (株) リパー1 / (株) 日立製作所/住友電設朗 / (株) 凡人社/ (株) 海外養蜂/大成建設 (株) /共和暢/村角建設㈱/神洋塗装工業 (株) / (株) 建設技術研究所/三菱地所

ボーリング /東京シャピデオ (株) /産業開発物/住友 化学工業(株) / ソニー ・㈱/鈴木自動車工業 / (株) / 日清製粉㈱/マコハ 発動機㈱/丸紅㈱/ 東京電力納/東レ姆/関西電力網/網住友銀行 /日本電気納/住友金属工業納/日本精巧納/ 東海汽船梯/オオオカタ㈱/石原産業㈱/国際電信電 話的/ウァリタ・フラシル 航空会社/ 住友商事物/タイキン 工業(株)/大正海上火災保険(株)/日世貿 易 (株)/オールアハー (株)/メカノ・スゥホトロン (株)/昭 和電工(株)/東京ヒタネスサーヒス(株)/新日本製 鉄 (株) /鹿島建設 (株) /日産自動車 (株) /中部電力(株)/コンサルティングアソジェイツ/太平洋汽 船(株)/八雲開発(株)/安田火災海上保険 (株) /松下電器産業(株) /キュコウマン(株) / (株)第一勧業銀行/日本鋼管網/網小学館/ 藤倉化成(株)/日産化学工業(株)/日立造 船锅/千代田化工建設(株)/三菱鉱業とメント (株) / (株) 三菱総合研究所/弘報印刷㈱/ 三井生命保険相互会社/(株)三支コンサルタント。。 団体: (財) 国際看護交流協会/(財) 修養団 青年部/(財)日本力行会/(財)育青協会/ 日本キリスト教青年会同盟(YMCA)/青年海外協 力隊 O B 会/(財)日本青年館/日本青年団協 議会/(社)日本経済青年協議会/クロスロートクラフ / (財) 地方自治協会/慶応義塾大学三田情報 センター雑誌室/エフエA愛知・東京支社/新樹会/日 本青年奉仕会/宇都宮大学福外農業協力同好会 / (社) 日本青年会議所/青年の船の会/日 本青友会/(社)青年海外協力協会/(社) 寝屋川青年会議所/大分県協力隊を育てる会/ 高知県協力隊を育てる会/北海道協力隊を育て る会/福岡県協力隊を育てる会/青年海外協力 隊富山県友の会/岩手県青年海外協力隊を育て る会/モイコートレイティング (株) /駒ヶ根市協力隊を 育てる会

地方にも「育てる会」が出来上がりつつあり、昭和60年 3月末までに10県 1市に設立されたが、その関係は中央の「育てる会」の地方支部という関係ではなく、同等の形となっている。

52/9/19:北海道青年海外協力隊を育てる会 52/11/5:愛知県協力隊を育てる会 53/4/22:福岡県協力隊を育てる会 53/11/25:山口県協力隊を育てる会 56/8/17:秋田県国際交流ボランティア協会 56/8/29:高知県協力隊を育てる会 57/4/10:青年海外協力隊富田県友の会 58/5/14:駒ケ根市協力隊を育てる会 59/2/ :大分県協力隊を育てる会 59/11/11: 熊本県協力隊を育てる会 60/1/19:岩手県青年海外協力隊を育てる会

②:青少年団体

協力隊事業の発足当時、「アサンテ・サーナ」上映時、現在の啓発而と多方而で青少年 団体の協力を得ている。現在では「育てる 会」と協力隊事務局共済で青少年団体との定 期連絡協議会を年一回開催している。

青少年团体

(社) 青少年育成国民会議/中央青少年団体連絡協議会/(財)日本YMCA同盟/(財)日本キリスト教女子青年会/(特)日本赤十字社青少年赤十字/(財)ボーイスカウト日本連盟/日本青年団体協議会/(財)日本コースホステル協会/(財)日本郵便友の会協会/(財)修養団青年部/皮愛青年連盟/日本健青会/(社)日本海洋少年団連盟/全日本政備バンド連盟/(財)日本青年協会/日本BBS連盟/(財)日本体育協会日本スポーツ少年団/(財)モラロジー

研究所/日本青年ユネスコ連絡協議会/(社) 全国子ども会連合会/(財)ハーモニーセンター/(財)青少年交友協会/(財)勤労青少年 グループワーク協会/全日本労働総同盟青年婦 人対策委員会/(財)全国産業ジュニアリーダ 一会議/(社)日本青年奉仕協会/(財)日本 青年奉仕会/(財)育青協会

③ A · A 初

昭和42年 8月、アジア、アフリカに関心を 持つ日本青年に、それら地域に対する知識 と、我が国の果たすべき役割を正しく認識し てもらって、青年相互間の理解を深めるとと もに、協力隊事業の推進を図る目的で、「ア ジア・アフリカ研究会上が設置された。この 研究会は、会員の自費によって運営され、研 究会をはじめ、アジア・アフリカ参考文献の 紹介、映画・隊員紹介・写真の貸し出し等幅 広く活動した。この研究会の参加者は、全国 各地の地域青年グループ、職域青年グルー プ、髙校、短大に大学等の研究会のグループ で、昭和43年度末では約 200グループ、会員 数約 1,600名までに成長した。昭和43年の 。「若い力」? 月号がら「A・A 研だより」が1 ページ設けられた。

このグループから隊員として参加した人も多く、先輩から後輩へと受け継がれ、協力隊の何たるかを研究しているだけに、自主的に活動する優秀な隊員が輩出した。協力隊隊員の予備軍的性格を持っていたと云えよう。

(4) K I S

しかし、設立時のリーダーの交代等でやや 存滞し、昭和59年度には実質的に活動してい る団体は数グループになってしまった。

そこで従来のA.A 研に拘泥せず、新たに協力隊情報サービス機関を設け、協力隊及び開

発途上国に関心を寄せる人々から、会員を募り、会員からの情報入手等の協力要請に答える形で情報提供をすることにした。

KYORYOKUTAI INFORMATION SERVICE (協力 隊情報サービス) 略称「KIS」が昭和59年 11月に誕生した。活動内容は(A) 会員への情 報サービス/(B) 各種資料の提供/(C) 会員 が全両するイベントへの協力/(B) 月刊「KI S=1-ス」発行/(B) KIS 事務局主催のイベン トの開催/(F) 隊員参加を希望する会員への 応募カウンセリング

等で会員を募った結果、60年3 月末には126 グループにもなった。

⑤ 日本青年海外協力隊協議会

「要項」にはつぎのように書かれている。 「隊員の募集、選考、研修その他広く本事業 の効果的な運営を図るため、全国的な協力組 織として地方公共団体、関係団体、大学等を 網羅して『日本青年海外協力隊協議会』を設 ける。」

昭和40年 6月11日発足、事務局長は次の事項につい必要ある場合全国協議会、また分科会を開催して連絡協議を行った。協議対象事項は、協力隊の広報活動について/隊員の推薦について/派遣前訓練の実施について/隊員帰国後の就職あっせんについて/その他事業運営上必要事項、となっていた。

そのメンバーとなった団体は全国的な組織をもつ各業界団体、教育機関経済団体等62団体から発足し、46年には80団体となっていた。さらに「業種別部会」が42年7月に設立・10月分科会が開催され、それぞれの部会毎の活動が主体となった。加盟団体を部門別にみると、農林水産12、土木建設8、交通通信3、鉱工業8、保健衛生6、青少年団体15、

大学および教育団体26、経済団体2、合計80 団体となっていた。しかしこの協議会も昭和 48年の新業務力式及び育てる会発足に伴い発 展的に解消された。

> 日本青年海外協力隊協議会名符 (昭和44年 3月31日現在)

農林水産関係:全国農業講習所協議会/全国 農業協同組合中央会/中央会日本林業経営者協 会/日本獣医師会/中央畜産会/農山漁村文化 協会/国際農友会/全国漁業協同組合連合会

鉱工業関係:日本機械工業連合会/日本級維 機械協会/窯業協会/東京都竹製品工業協同組 合/竹芸会館/全日本竹産業連合会

交通通信関係:日本自動車整備振興会連合 会/海外電気通信協力会/海外電力調査会

土木建設関係:海外建設協力会/国際建設技術協会/日本ダム協会/日本建設機械化協会/ 日本水道協会/日本水道工事業協同組合連合会/東京都管工事工業協同組合

保健衛生関係:日本栄養士会/日本キリスト 教海外医療協力会/日本衛生検査技師会/日本 公衆衛生協会/日本環境衛生センター

教育関係:東京農業大学/東京農工大学/麻布獣医科大学/鯉淵学園(農民教育協会)/東京水産大学/工学院大学/東京電機大学/芝浦工業大学/北海道自動者短期大学/九州測量専門学校/東京医科協科大学/拓殖大学/国際キリスト教大学/東京教育大学/上智大学/日本大学/東京外国語大学/北里大学/日本体育協会/日本私立短期大学協会/全国工業高校々長協会/国際学友会

青少年関係:全国4日クラブ連絡協議会/日本国際農村青年連盟/全国農村青少年教育振興会/日本青年団協議会/友愛青年同志会/日本 健青会/日本青年協会/日本産業開発青年協会 / 產業開発青年技術協会/修養同青年部 產業経済関係:日本商工会議所

⑥ 家族会

海外の情報が乏しく協力隊への理解も投い時代に、隊員のご家族への情報提供として、派遣国の実態を知らせるための映画会、座談会を精力的に開催した。第 1回家族会が41年7月27日東京で開催され、隊員家族との意志 強通、家族同志の交際など本事業を支える底 辺の拡大と強化を図ることに役立つ会合と なった。

「家族会」もまた、新業務方式の移行と共 に、組織としてではなく、各県の08会や県主 催で行われ、「留守家族会」として帰国隊員 による任国報告や情報交換の場となり、ご両 親や兄弟も集う会となっている。

② 日本青年会議所

以上のように事務局が、その結成にあたり、会運営等に若干の関係をもったものの外、自発的な協力・支援活動を実施してくれている団体もある。

昭和43年、次年度会頭予定者年尾治朗氏は協力隊事業支援を昭和44年の会議所活動に取り上げ、全国的なPR活動実施に取り組むことになった。また、「日本青年会議所」は昭和43年協力隊事業支援を「活動方針」として決定、全国的に広報哲発活動を非務局行事と一体的に実施、現在は帰国隊員の再就職、「クロース・ロード」の販売まで支援している。

昭和56年帰国隊員の就職あっ旋を活動方針 として機関決定、国際室に「国際協力委員 会」を新設。以来「帰国隊員の再就職」問題 を軸に、より積極的支援活動を全国的に展開 することとなり、その活動はまた地方08会と も連係されて、地域に着実な根を張りつつあ る。

⑧ その他

「海外移住事業団」が海外教育の推進を目的とし、海外教育推進高校を実施、その全国組織である「全国高等学校海外教育研究協議会」が昭和45年に結成され、昭和51年には文部省の補助金を受けている。「国際協力事業団」となり、協力隊事業にも深く係わり、昭和60年4月からは「全国高等学校国際教育研究協議会」と改称し、若い世代への国際教育という観点で活動を展開していく予定である。

「日本青年海外協力隊後援会」が昭和40年 11月組織され隊員の家族、友人、知人そして 本事業に関心を持つ人々によって映画会、写 真展などが全国的に行われた。後に「家族 会」に吸収された。

昭和42年、姫路ロータリークラブバストガバナー斎木亀治郎氏は協力隊事業に関心をよせ、全国22地区のガバナーに「協力隊支援協力」を呼びかけ、現地隊員の支援、広報活動が全国的規模で実施された。

(3) 帰国隊員

① 青年海外協力隊OB会

昭和43年 5月、第 1次として出発した26名の隊員が帰国したのを機会に、お互の親睦を深め、開発途上国での貴重な体験を生かし、協力隊事業へ側面的な支援協力を目的とする O B 会結成の動きが出て、準備委員会を設置した。翌44年4月「日本青年海外協力隊O B 会」(仮称)が発足、初代会長にフィリピンO Bの新保昭治氏が就任した。

帰国隊員の活動は、協力隊事業の啓発活動 に重きをなし、家族会、募集活動、訓練中の 隊員への講義、さらに啓発活動等における 「現地体験」の発表は多くの人々に感銘を与 えている。

昭和48年 4月の神奈川県0B会を皮切りに、 現在では47都道府県に各県0B会が結成され、 各地方で国際理解増進のためさまざまな活動 を展開している。

規約に書かれている目的は「会員相互の規 睦を図り、海外で得た貴重な体験を生かし、 日本青年海外協力隊事業への側面的援助と参 加をとおし、日本国内はもとより各国国民と の相互理解と連繫を深めつつ国際親善と世界 平和に寄与する」となっており、事業内容は (A) 協力隊事業への援助協力/(B) 会員相互 の連絡、協力、親睦/(C) 講演会、講習会、 研究会等の開催および刊行物の配布/(D) 在 日研修生、留学生等との交流などとなってい

②(社)青年海外協力協会。

20年の協力隊事業の実績と、帰国隊員の国 内復帰後の評価が高まるにつれ、さらに強力 な活動が期待された。そうした背景のもとに、 かねてより準備中であった社団法人設立の動 きが急速に高まった。

隊員OBを組織の中心メンバーとする「青 年海外協力協会」が昭和58年12月27日外務省 の認可を受け発足した。

定款に書かれている目的は「青年海外協力 隊が永年に亘り、経験した海外技術協力活動 を土台として、そこで培った行動力、技術協 力及び精神を日本の地域社会活動及び海外協 力に再活用し、もって世界平和に貢献するこ と」にある。その事業内容は「(A) 開発途上 国における民間技術協力プロジェクトの調 査、発掘及び推進に関する支援事業/(B) 国 又は自治体の行う国際協力事業に関し、これを側面的に支援する事業 a. 民間技術者の確保と養成、b.協力隊及び協力隊員の任務遂行の門滑化に資する事業/(C) 開発途上国人材の民間レベルに於ける、本邦受け入れと研修に関する事業/(D) 各種国際行事への参加及び支援に関する事業/(E) その他、本会の目的を達成するために必要な事業」となっている。

広報活動、海外情報資料の収集活動、比較 文化、医療情報の作成、各種事業への組織活動、アセアン青年招へい受け入れ事業支援、 EVI(EXVOLUNTEER INTERNATINAL) 国際会議参 加等多様な活動をしている。

協力協会は、母体である協力隊OB会と有機的な結びつきを持ちながら展開してゆくことになるが、活動が本格的になれば、協力隊の派遣や「海外協力活動の知識普及、及び国民の理解増進」の前で大きな力となることが期待される。

(4) 帰国隊員の社会復帰と現職参加体制① 帰国隊員対策の重視

帰国隊員の社会復帰とその貴重な体験の社会還元がなされて初めて、協力隊事業が完結する。選考を厳正にして、よき人材を得ることが第1。第2に、訓練を通じてその得た人材の資質の向上に努める。第3に、2年間の協力成果を挙げると共に隊員自身の人間的成長が期待出来るような環境整備をする。そして、初めて帰国隊員の円滑な社会復帰の条件整備を図ることが生きてくる。

「国内復帰」が難しい理由には「終身雇用」「年功序列」などの日本の慣行の他に、隊員〇B故に特別に期待されるものがあるため

と考えられる。即ち中途採用とは、特別の事由、すなわち「新卒者に求められない特別なものを持っている」ことが前提となり、それに「応えうる能力」を十分に持つものであるとされるからである。換言すれば、帰国隊員が社会復帰する際、我が国の完璧な社会機構への対応能力、時代に敏感に順応し処理するビジネスマンと互じていく処理能力はもちろんのこと、その上に「協力隊員」の体験への期待がかかるのである。

協力隊事業の国民的基盤を築く地方対策と 関連させ、地域社会のオピニオンリーダーと して活躍すること、一方今後益々重視される 我が国の技術協力の真の担い手として育成す ることなどが試みられた。

このために、各県OB会の結成促進と育成、帰国隊員研修会、帰国隊員報告会などの 開催、国別・業種別研究グループの育成な ど、帰国隊員の自己研鑚、努力を積極的に奨 励した。

一方、国内復帰希望と併行して帰国隊員には「海外志向」がある。昭和48年度のシニア 隊員制度や国内ボランティア制度(現在国内協力員)、JICAの「専門家」への登用、協力隊 の嘱託調整員、あるいは医療調整員の委嘱が 行われている。この海外志向は、協力活動中 に得た有形無形の貴重な経験を活用するによ さわしい場を求めていると言うべきである う。

② 現職参加体制の強化

協力隊員には、任国から要請された業務を こなし得る技術と経験、それを機能させるための運営能力が要求される。そのようなすぐ れた隊員を派遣するには、それぞれの職場で 相当の実務経験を持つ青年の参加を必要とす る。また参加青年が帰国時の就職の不安をなくして赴任するために会社が休職措置をとってくれることが望まれる。このことは、協力隊事業が国民的支援基盤に立ち、広く国民各層の理解と協力を得ながら進められるべきことにもつながる。各企業、団体等が「身分措置」を講じ易い状況にすることは、即ち「現職参加」の促進であり、帰国隊員の抱える「帰国後の国内復帰」(匹就職問題)を前向きに解決することになる。協力隊事務局ではこれらの問題に正面から対応するために昭和54年4月、就職あっ旋室を独立させ指導相談課として新設した。

行政政革による公務員の定員削減、民間企業の事業縮小等は、協力隊への現職参加促進にとって、不利な社会環境と言える。にもかかわらず、最近は隊員の20%(56年度15%、57年度20%、58年度18%、59年度16%)前後が退職することなく、協力隊に参加している。

休職希望者側から見ると、56年度71%、57 年度75%、58年度79%、59年度には74%がそ の希望を達成していることになる。

(A) 国家公務員。

国家公務員については、昭和46年に通常派 選法といわれる「国際機関等に派遣される一 般職の国家公務員の処遇等に関する法律」 (昭和45年法律第117号)が施行され一般職 の国家公務員は、この法律の適用で「派遣職 員」としての身分取り扱いを受けることに なった。60年3月末で65名が該当者となって

派遣法を適用した機関 (59/3次隊まで) 文部省:東京大学農学部/東京医科歯科大学 付属病院/東京大学医学部付属病院/京都大学 付属病院/東京工業大学原子炉工学研究所/九 州大学医学部付属病院/島根医科大学付属病院 /高エネルギー物理学研究所/群馬大学医学部 付属病院/信州大学医学部付属病院/東北大学 医学部付属病院/鹿児島大学医学部村属病院/ 瓶松医科大学付属病院

厚生省:国立旅養所西札幌病院/国立施児島 病院/国立旅養所東佐賀病院/国立札幌病院/ 国立旅養所福岡東病院/国立旅養所西別府病院 /国立福岡中央病院/国立小児病院/国立大分 病院

連輸省:東京航空局/大宮無線標識所/第2 港灣建設局/航空交通管制部/大阪航空局/福 岡航空交通管制部

法務省:本省官房営繕課

建設省:関東地方建設局/国土地理院

郵政省:関東電波管理局/東京通信病院/名

古屋逓信病院

通産省:工業技術院

大蔵省:印刷局

農林水産省:東北農政局

海上保安庁: 仙台航空基地/姬路海上保安部 /第3管区海上保安本部/烏羽海上保安部/名 古屋海上保安部/第2管区海上保安部本部/第 5管区海上保安部

国税庁:足立税務署

警察庁:皇宮警察本部

- 気象庁: 気象衛生センター

科学技術庁:計画局調査課

(B) 地方公務員。

地方公務員のうち、都道府県職員について は休職措置を講ずるための分限条例等がある 34都道府県のうち23都道府県から休職参加が 出ている。該当条例のない13県についても、 条例がないことのみを理由に現職参加が不可 能というケースは減少しつつあり、既に 7県から職専免等運用面の特例措置を受けて派遣隊員となっている。しかしこれらの措置はあくまでも個別的であり、対象者が多くなると難しいという可能性がある。好ましいのは「協力隊の場合は」と、はっきり明記されることであり、高知県における分限条例の改正、長崎県の青年海外協力隊隊員派遣要綱の制定(昭和58年4 月)などはその好例である。鳥取県においても昭和56年 3月、鳥取県条例第 7号で「職員の休職の事由を定める条例」が公布施行され、職員がJICAにおいて海外協力活動に従事する場合「休職」とする制度が設けられた。

更に、昭和59年8月自治省行政局公務部公務員第一課長から各都道府県総務部長あてに「派遣にかかわる関係条例規定整備について自治省より各都道府県宛協力依頼文書」が出され、埼玉県、新潟県、岐阜県、および能本県において昭和60年3月にそれぞれ分限条例の改正が行われた。

次に市町村職員の場合、仙台市、横浜市、 名古屋市、高知市、東京都特別区については 条例に基づき休職措置が採られているが、一 般には個々の実例を積重ねている段階であ る。



都道府県協力隊主管課会議

都道府県職員、教職員の休職等実績 (59/3次数まで)

		-	-					
	都用道果	条例	県戦員81	教職員	都原	条例	県職員	教職員
1	担 殊	194	料	閣	班 床	M		400
	北海道	Α	<u>ેં</u> 8	8	滋賀	\mathbf{A}'	l î	
	青岩宫秋山福茨杨群埼千東森手城田形島城木馬玉葉京	A A A A A A A C B A B A A A B B B B A	1	1 2 8 0	滋京大兵奈和 賀都阪庫良山	A A A	0	1 0 9 6 2 1 0
	岩 法	A]]	2	大阪	Α	S	9
ě	呂以	Λ	Ų.	Ķ.	类 歴	Λ	5	Ş
1	沿湿	A	4		奈 良 和歌山	B	4	- 2
	福島	$\widehat{\mathbf{A}}$.	2	ĺ	i iv		Ĭ	0.
	-	Ä	$\bar{3}$	101020	島根	AAAAACOA	02540110100	
1	栃木	C	0	0	園川	Α	0	0
1	群場	В	2	[22]		Λ	1	4
ı	用 张	A	I I	Ų	(数 b)	A	Ő	1
ļ	正 誊	V	16	18	電 同	7		, N
1	神奈川	Â	7	9 18 14	學院	ŏ	0	0 0
1	新潟	Λ	0	0	高知	Ă.	ĭ	2
٠	富山	\mathbf{B}	2	1	鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊上取根山島口島川媛知岡賀崎本公	Λ	2	# . [
ı	石 川	B_{\parallel}	1	1 0 0 0	佐賀	A	0	0
İ	(領) 井	B D	ų,	, V	(校) 13 (#) 1	$\left[\begin{array}{c} A \end{array}\right]$. Y	U
1	馬 野	A D	10 to	1	14 公	A	ň	ň
Į	東神新富石福山長岐静愛三京川潟山川井梨野阜岡知重	λ	021230212070210110120	i	鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎島	^	1201002	21000002
ŀ	静岡	Λ Λ Α	1	5	鹿児島	$\bar{\Lambda}^{\times}$	0	2
Ì	愛知	A	2	11	和和	Α	7 76	
ļ	三北	С	0	0	āt		76	114
					The second second	-		

(C) 政府関係職員

政府関係職員については、日本電信電話公 社、国際電信電話朝、国鉄など現職参加につ いての合意ができている。

政府関係機関職員の所属先

日本道路公団/日本住宅公団/労働福祉事業 団/日本国有鉄道/日本専売公社(後に日本 たばこ産業納))/日本電信電話公社(後に 日本電信電話納))/国際電信電話納/日本航 空㈱/農林漁業金融公庫/日本鉄道建設公団 /青森労災病院

(D) 民間会社職員

民間会社で長期間の有給休職措置を裏付け る規定が設けられているケースは少ないのが 実情である。

そこで各界の事業への理解増進を進めることが必要であった。具体的な働きかけとしては、a. 経済四団体・験種別団体等の協力の下、各種行事に参加し、産業界への協力隊事業に対する理解増進を図る。例えば、経済団体連合会一経済協力委員会、経済同友会一全国調査会、日本経営者連盟一理事会並びに会員懇談会、日本商工会議所一国際・貿易・広報合同委員会

b. 職種別・地方経済団体への橋渡し c. 経済団体・職種別団体からの紹介により、 関連企業への働きかけ

d.労働団体からの紹介により、企業別労働組合への働きかけー各界への協力隊事業理解増進一7)経済団体等の各種行事における協力隊事業説明、4)労働団体(組合)各種研修会における協力隊事業紹介、ウ)団体機関誌(紙)での協力隊事業紹介、記事掲載

こうして、経済界、各企業に対する説明、 (社)協力隊を育てる会の協力を得て個々の ケースに対応するなど、積極的に普及促進が 進められた。

協力隊はこの参加者の「身分措置」対策として「現職参加」を制度面から促進するため昭和48年「所属先補與に関する基準」を設け、国際機関に派遣される一般職の国家公務員に準ずる制度をもって対応してきている。この制度には「人件費補填」制度と、昭和50年度から設けた「間接経費補填」制度と、昭和50年度から設けた「間接経費補填」制度がある。「人件費補填」制度は、勤務先が協力隊に参加する隊員に対して有給休職措置をした場合、「基本給及び期末手当」について 5割を上限として、社会保険料事業主負担分相当額及び退職給与引当金相当額を所属先に補填す

る制度である。例えば支給する給与が100分の50かまたはそれを超えない範囲であるならばその支給額の全額を補塡出来ることになる。「間接経費の補塡」制度は、その職員が休職中であっても、支出を余儀なくされる経費、すなわち間接経費(生産・販売に直結しない経費で主として一般管理費)を国が補塡するものであり、これは民間企業、団体のみに適用している。

一般に会社が自社の社員を協力隊に参加させる場合に考えられる企業側のメリットとしては、a. 語学力の向上を含め国際的感覚を身につける。b. 地域住民と生活と労働を共にすることから、その地域のスペシャリストとなる。c. プロジェクトの責任者的立場に立つことが多く、交渉能力、連帯性・協調性を養う。d. 異文化の中でひとりで生活することにより的確な判断力を養成出来る、等が挙げられる

最近では、企業側がこれらのメリットを考慮に入れ、職員研修の一環とみなして休職制度を設け、積極的に社内に協力隊への参加を呼び掛ける会社も増えてきている。昭和60年3月までに有給休職扱いとした民間企業は約340社に及んでいる。

休職制度確立の民間企業

日産自動車グループ/日本電気㈱/三井造船 ㈱/日立造船㈱/マツダ㈱/ヤマハ発動機㈱ /三菱重工業㈱

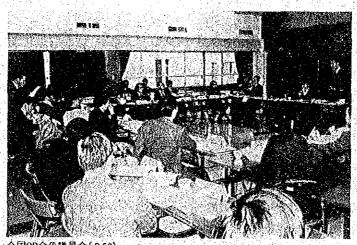
③ 帰国隊員の活動

隊員現地活動には「業務上」の任務と、隊 員にとっていつまでも心に残ることとして 「人間交流」がある。帰国隊員の調査によれ ば一人当り 5人平均の「親しい友人」を現地 に持つことが出来たということである。現在まで派遣した隊員数からみれば、3万人近い友人が、かっての派遣国に散在しているということになる。このことは協力隊事業の「草の根」協力のもつ真価であると言える。またこれらの国々は、旧宗主国の言語が「公用語」として採用されている場合が多いが、隊員の多くはこの「住民」との交流が日常生活の基本にあり、現地活動の前提として「現地語」修得がある。

世界には言語が 2千数百といわれ、協力隊 員の使用した言語数はそのごく一部であろう が、今後の日本には貴重な財産というべきで ある。 国際協力の評価は即効的に判断評価出来る 分野と、その協力活動の実践を未来のために 継続し、定着させるための分野がある。協力 隊事業はその後者である。

協力活動の試練を経て「国内復帰」した隊 員も早い人では15年以上経過している。この 間協力隊〇Bとして着々と築いできた社会的 「信頼度」が「帰国隊員の社会復帰」対策に とって不可欠の要素となっている。

帰国隊員が自覚する、しないにかかわらず 国民の期待は大きい。そのために、社会的な 「責任」を自覚した協力隊 O B の存在こそ が、協力隊事業の、さらには日本社会の未来 を創造する基本となるものと信ずる。



全国08会代議員会(S 52)

